令和８年度

# 危機管理マニュアル

学校教育は、生徒・職員の安全が確保されてはじめて成立する。そのためには、日常的に安全管理に努め、生徒・職員の生命と安全の確保することが不可欠で　ある。

そこで、生徒に対して危機を予知・回避する安全教育を行い、生徒が自ら考えて安全な行動ができるような態度や能力を育成する必要がある。職員は、生徒の安全教育を行うとともに、発生時の対応の仕方などについて修得しておく必要がある。

職員は、マニュアルを熟知し、危機回避及び緊急時への対応力を身に付けておかなければならない。

**沖縄県立宮古総合実業高等学校**

〒906-0013　沖縄県宮古島市平良字下里 280 番地

℡：(0980)72-2249　　FAX：(0980)72-1296

# 目　　次


頁

Ⅰ　安全管理体制の確立について　1

１　安全管理の目的および手順
(1) 安全管理の目的
(2) 安全管理の手順
(3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点

２　緊急時の対応　1

３　事件･事故発生時の対応チャート　2

Ⅱ　事項別安全管理について

１　学校生活中の安全管理
(1) 実習・実験等授業中の事故　3
(2) 部活動中の事故　3
(3) 登下校時の事故　3
(4) 金品の紛失・盗難　4

２　学校管理面での安全管理　4
(1) 台風来襲時の対応　5
(2) 地震災害時の対応　6
(3) 津波災害時の対応　7
(4) 火災発生時の対応　7
(5) 不審者の侵入への対応　8
(6) 農薬・薬品の紛失・盗難時への対応　9
(7) 成績書類等の紛失・盗難への対応

３　校内救急処置体制
(1) 事故発生時の処置　9
(2) 移送　１０
(3) 保健室利用について　１０
(4) 日常の救急処置及び看護について

４　心肺蘇生法と AED の使い方　１１

５　津波発生時の避難経路　１５

６　緊急避難体制　１６

７　緊急避難時の生徒の帰宅体制　１７

８　学校事故対策　１８

９　熱中症予防対策　２１

１０　登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応　２４

１１　Ｊアラート対応マニュアル　２７

１２雷ナウ　３０

Ⅲ　学校資料　３４

# Ⅰ　安全管理体制の確立について

## １　安全管理の目的および手順

(1)安全管理の目的

①生徒と職員の生命を守る。

②生徒と職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を保持する。

③学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を保持する。

(2)安全管理の手順

①危機を予知・予測する。

②事件・事故の未然防止に向けた取組を行う。

③発生した事件・事故へ対応する。

④事件・事故後の措置を行う。

(3)緊急対応マニュアルの作成上の留意点

緊急対応のマニュアル作成に当たっては以下のことについて留意する。

ア．最悪のケースを想定すること

緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携等、組織的な対応が必要であることを想定する。

イ．緊急時の対応や手順、役割分担等を明記すること

対応の仕方や手順を明記すること。ただし、状況によって職員の臨機応変の対応が求められる場合もあるので、マニュアルが絶対的なものではないことを全職員が理解しておく。

ウ．緊急連絡先一覧表の作成

生命に関わること、事故等の緊急の事態に備え、緊急連絡先一覧表を作成し職員が見やすい場所に掲示する。

エ．学校保健・安全計画、防災計画書の作成

## ２　緊急時の対応

事件・事故等の緊急の事態が発生した場合、以下の対応が大切である。

ア．冷静な判断と対応

マニュアルに示された手順を確認し、優先順位を意識した行動をとること。

イ．校長・教頭のリーダーシップの発揮

事件・事故等の緊急事態が発生した場合、校長・教頭は状況を的確に把握し、適切な判断を行い、緊急対応を行うことを全職員に明確に伝える。

また、的確な対応を行うための対策本部を設置し、情報の収集・整理、対応方針の決定を行う。

ウ．正確な情報収集と共有

事件・事故発生時に周囲にいた生徒や職員から正確な情報を迅速に集め、対策本部にて整理し、全職員で情報の共有化を図る。

エ．組織的な対応と連携

対策本部での決定事項を全職員に伝え、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。必要に応じて保護者や地域と連携を図る。教育庁や警察等に連絡し今後の対応への助言や指示を受ける。

オ．報道機関への対応

教育庁の助言・指示を受けながら対応する。取材の要請があった場合は、校長や教頭が対応する（窓口を一つにする）。

ａ．情報の公開に努めること

事件・事故等について事実を公開する姿勢で対応する。その際、個人

情報や人権等に最大限に配慮し、プライバシーの保護などの理由で公開出来ない場合は、その旨を説明して理解を求める。

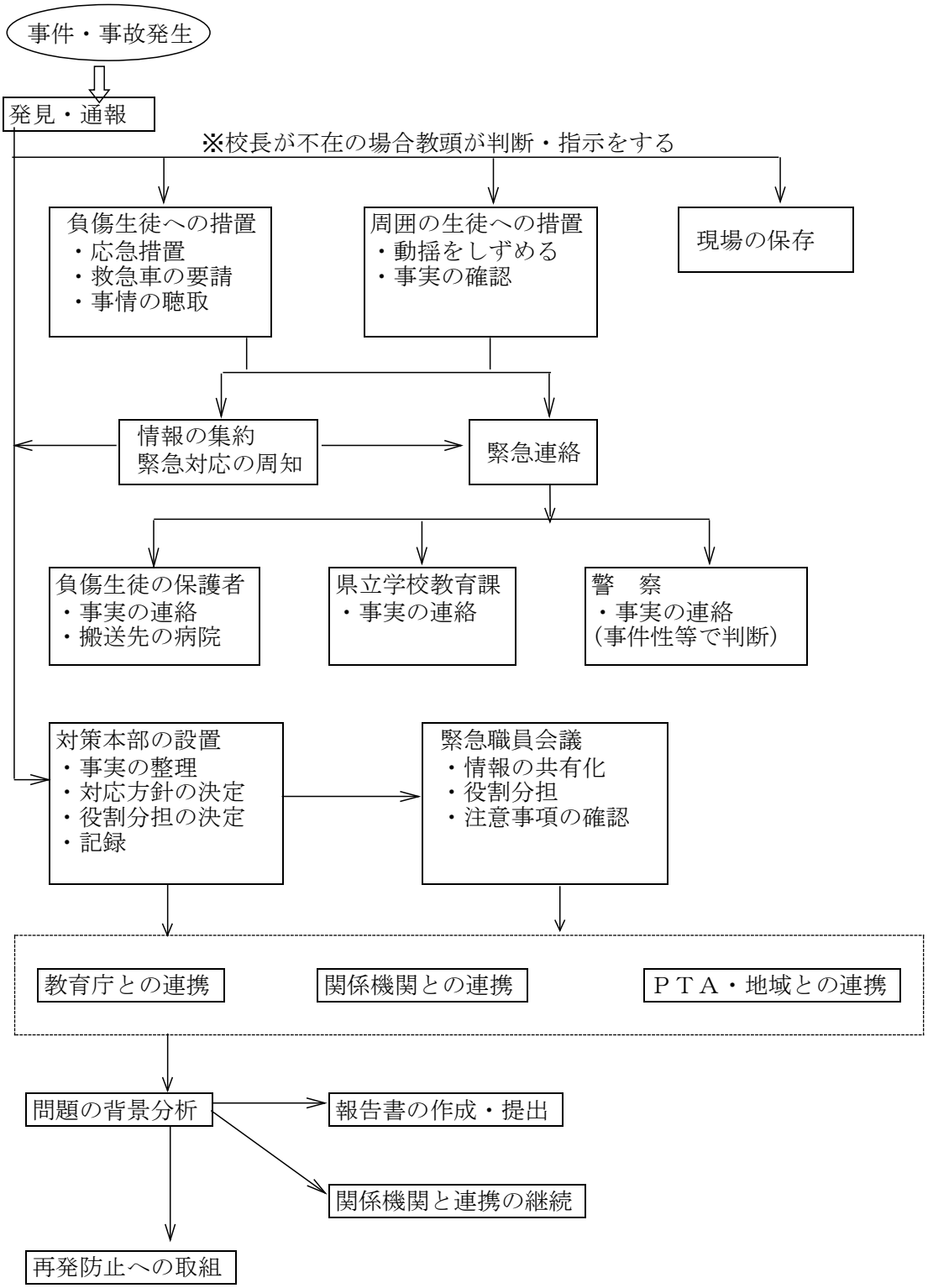
ｂ．誠意ある対応に努めること

学校の対応状況や今後の方針について、広く保護者や地域に説明する。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるように努める。

ｃ．公平な対応に努めること

いずれの報道機関に対しても公平に情報を提供する。

## ３　事件･事故発生時の対応チャート



## Ⅱ　事項別安全管理について

### １　学校生活中の安全管理

⑴ 実習・実験等授業中の事故

ア．事故の予防

ａ．施設・設備の点検を定期的に行う（機器等の点検と補修、薬品・農薬等の適正な管理保管）。

ｂ．無理のない指導計画を立て、安全に関わる指導内容を計画の中に位置付ける。

ｃ．実習・実験前の注意事項の周知徹底。

イ．発生した事故への対応

ａ．総ての実習・実験を安全に留意しながら中止を指示する。

ｂ．生徒の負傷の有無、機具や施設の被害の程度を確認する。

ｃ．ガス漏れや火災等の二次災害が予測される場合は避難を指示する。

ｄ．近くにいる職員や養護教諭に応援を依頼する。

ｅ．管理者に連絡する。

ｆ．負傷した生徒の応急措置を行うとともに、負傷の程度により救急車を要請する。

ｇ．保護者に連絡し、生徒の様態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

⑵ 部活動中の事故

ア．事故の予防

ａ．施設・設備の定期的な点検を行う（機器の点検と補修）。

ｂ．無理のない指導計画を立て、部活動を行う前に注意事項を守ることの指導を徹底する。

ｃ．部員の健康状態を常に把握する。

ｄ．指導者がやむを得ず活動の場に不在の場合、活動を中止するか、部員だけでも安全に活動できる練習内容を明確に指示する。

ｅ．活動場所の整備や安全確保のための約束事を決め、安全に対する意識を高める。

イ．発生した事故への対応

ａ．連絡を受けた職員は、負傷の程度を確認し可能な応急措置を施す。

ｂ．他の職員が救急車の出動を要請し、到着するまでは他の部員から事故の状況に関する情報を収集する。

ｃ．管理職に連絡する。

ｄ．保護者に連絡し、生徒の様態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

⑶ 登下校時の事故

ア．事故の予防。

ａ．日常的に交通安全教育の充実に努める。

ｂ．学校周辺の通学路の点検を行い、危険個所があれば道路管理者等へ連絡し改善をお願いする。

ｃ．危険個所を把握し、生徒への周知徹底を行う。

イ．発生した事故への対応

ａ．事故発生の連絡を受けた職員は、消防署や警察への通報の確認を行い、未通報の場合は通報する。

ｂ．管理職に連絡する。

ｃ．現地へ到着した職員は、救急車が未到着の場合は応急措置を行う。

ｄ．現地の職員は、被害生徒の氏名、負傷の状況、救急車での搬送先を確認する。

ｅ．現場に残った職員は、警察の現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。

ｆ．学校で待機している職員は、現場からの報告に基づいて保護者へ連絡し、事故の発生、負傷の状況、搬送先を伝える。

(4) 金品の紛失・盗難

ア．紛失・盗難の予防

ａ．日頃から授業等を通して金銭感覚を醸成する指導を行う。

ｂ．学級、全体指導を通して、貴重品や必要以上の金額を持たないように注意を喚起する。

ｃ．学級、全体指導を通して、道徳性を高める。

イ．紛失・盗難が発生した場合の対応

ａ．被害生徒からの事実の確認を行う（盗まれた物、気づいた時の状況など）。

ｂ．警察届け出ることを原則とし、被害状況から判断し、届け出る場合には現場の保存に努める（被害届の提出については、生徒と保護者の意向を尊重する）。

ｃ．被害の程度により、学級や全体指導を行う（事実を説明し、生徒間に不信感が生じないように配慮する）。

ｄ．盗難行為実行者と思われる生徒への事情聴取は、人権やプライバシーの保護に配慮しながら慎重に行う。

ｅ．盗難実行者が特定できた場合は、行為の重大さを認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。

ｆ．被害生徒の保護者に事実と指導の状況を説明し、学校の指導への協力を依頼する。加害生徒の保護者に対して事実を伝え、謝罪等今後の対応について協議し、盗難行為の背景を共に考える。

(5)校外学習時における事故

ア．校外活動先における事前調査を行うこと。

イ．訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行うこと。

ａ．「自家用車レンタカー利用時における安全管理チェックシート」を旅行命令簿に添えて提出すること。

ウ．引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員等との定期的な連絡

エ．障害のある生徒等の特性に応じた配慮や、一人で避難できない児童生徒への対応等について事前に計画し旅行命令簿に添えて提出すること。

## ２　学校管理面での安全管理

(1) 台風来襲時の対応

ア．日頃の災害予防対策

ａ．教科の学習等で台風に対する意識を高め、台風時の的確な行動について

の指導を行う。
ｂ．日頃から学校周辺の通学路の安全点検を行う。
ｃ．校内施設・設備の安全点検を定期的に行い必要な対策を行う。

イ．接近中の対策
ａ．防災委員会の開催（生徒の事前指導、校内の安全対策について）。
ｂ．休校の措置について校長が決定する。
ｃ．生徒に対し、暴風警報発令時の臨時休校や警報解除後の出校、安全の確保について十分に事前指導を行った上で下校させる。
ｄ．農場部や環境・保健部を中心に強風、大雨等への対策を行う。

ウ．警報解除後の対応
ａ．農場部や環境・保健部を中心に被害状況の調査と授業再開に向けた復旧作業を行う。
ｂ．授業再開後、強風と雨がおさまったら、状況に応じて清掃を行う。

**資料**

**1．暴風警報解除に伴う生徒の出校について**

ア．午前７時までに解除された場合・・・通常通りの授業を行う。
イ．午前８時までに解除された場合・・・２校時から授業を開始します。
ウ．午前８時から正午までに解除された場合・・・解除から２時間後までに登校します。
エ．正午以降に解除された場合・・・引き続き臨時休業にします。
※校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、校休の措置をとることができる

**2．職員の業務について（平成 13 年 11 月5日教県第 2609 号）**

ア．業務の停止措置について
業務の停止時期について、校長が次の二つの要件を満たすことにより判断する。
ａ．当該区域が３時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。
ｂ．当該区域において、バスの運行が停止することが明らかなとき。

イ．業務の再開措置について
校長は、次の二つの要件のうちいずれかを満たしかつ台風による事故発生のおそれがなくなったと判断した場合は、停止した業務を速やかに再開するものとする。
ａ．当該区域が暴風域外となったとき。
ｂ．当該区域においてバスの運行が再開されたとき。
なお、業務の再開時刻が勤務時間終了前３時間以内になる場合にあっては、業務を再開しなくてもよいものとする。

(2)地震災害時の対応

ア．平常時の災害予防対策
ａ．本県でも地震は発生していることを生徒に周知させる。
ｂ．マニュアルに基づいた防災体制、施設･設備の管理体制を確立する。
ｃ．避難訓練を実施し地震発生時に冷静に行動できるようにするとともに、危険箇所を把握し改善する。
ｄ．可燃物や混触発火の恐れのある薬品等が、転倒や落下しないように防止策を講じる。

イ．発生時の対応
ａ．授業中の場合、担当職員は揺れを感じたら、生徒に窓際から離れて机の下にもぐるように指示する。
ｂ．特別教室等で火気を使用している場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を

閉める。

c．揺れが収まったら、救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速に情報収集を行う。

d．授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。

e．授業担当以外の職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況について確認する。避難場所（グラウンド）、避難経路の安全性を確認し、管理者に報告する。

f．授業担当以外の職員は、養護教諭と連携して状況に応じて生徒・職員に応急措置を行う。

g．揺れが収まり、避難場所、避難経路の安全性が確認できたとき、校内放送や職員を通して避難の指示を行う。

h．生徒や職員の負傷の程度によっては救急車の出動を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織して対応する。

(3)津波災害時の対応

ア．平常時の災害予防対策

a．津波の危険性（地震が近くで発生していなくても襲来する恐れがある等）を生徒に周知させる。

b．マニュアルに基づいた防災体制、施設･設備の管理体制を確立する。

c．避難訓練を実施し津波発生時に冷静に行動できるようにするとともに、危険箇所を把握し改善する。

d．標高の高い避難場所を日頃から認識させる手立てを講じる。

イ．発生時の対応

a．授業中に大津波警報が発令され、津波の到達が直近の場合、各クラスごとに、迅速に避難場所であるカママ嶺公園へ移動するよう、校内放送や職員を通して、生徒及び職員に指示する。

b．授業中に大津波警報が発令され、津波の到達に時間を要する場合、迅速にグラウンドへ集合するよう、校内放送や職員を通して、生徒及び職員に指示し、人数確認後、規模に応じて避難場所を検討する。

c．実習中の場合、実習担当職員に連絡を取り、情報を伝えると共に、最適な避難方法を選択し避難する（海上に船舶でいる場合に沖へ避難する、第二農場における避難場所への誘導等）よう指示する。実習担当職員は、生徒を掌握し、避難場所へ誘導し、管理者に報告する。

d．授業担当以外の職員は、避難場所に急行し、授業担当職員から生徒の状況について確認し、管理者に報告する。

e．救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速に情報収集を行う。

f．生徒や職員の遭難の程度によっては救急車の出動を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織して対応する。

大津波警報・津波警報・津波注意報[2]

| | 発表基準 | 予想される津波の高さ | |
|---|---|---|---|
| | | 数値での発表 | 巨大地震（M8超） |
| 大津波警報 | 10m＜予想高さ（予想高さ10m以上） | 10m超 | 巨大 |
| | 5m＜予想高さ≦10m（予想高さ5mより大きい（5mは含まない）10m未満） | 10m | |
| | 3m＜予想高さ≦5m（予想高さ3mより大きい（3mは含まない）5m未満） | 5m | |
| 津波警報 | 1m＜予想高さ≦3m（予想高さ1mより大きい（1mは含まない）3m未満） | 3m | 高い |
| 津波注意報 | 0.2m≦予想高さ≦1m（予想高さ0.2m以上1m以下） | 1m | （表記しない） |

(4)火災発生時の対応

ア．平常時の災害予防対策

ａ．マニュアルに基づいた防災体制や火災報知器、放水施設、消火器等の点検を定期的に行う。

ｂ．防火訓練を行う（初期消火訓練、避難訓練）。

ｃ．可燃物や混触発火の恐れのある薬品等の保管場所に施錠する。

ｄ．火災発生時に持ち出す書類を確認しておく。

イ．発生時の対応

ａ．火災発見者は、近くの職員に知らせるか非常ベルで火災発生を通報する。

ｂ．職員は、消火器を持って現場に急行し、初期消火を行う。１１９番通報し出動要請を行う。

ｃ．初期消火で消火出来なかった場合、校内放送により、生徒へ火災の発生を伝え、避難経路と避難場所（グラウンド）を指示し、避難させる。

ｄ．避難場所では、生徒の点呼、確認、報告をする。

ｅ．負傷者がいる場合、養護教諭を中心に処置を行い、負傷した生徒の氏名、負傷の状況、救急車での搬送先を確認する。

ｆ．保護者へ連絡し、火災の発生､生徒の負傷の状況、搬送先を伝える。

(5)不審者の侵入への対応

ア．平常時の予防対策

ａ．誘導標識を設置して、外来者を玄関へ案内する。（「校内事故防止の為来校の際は事務室までご連絡下さい」）

ｂ．外来者への声かけを行う。（「どちらにご用ですか」）

ｃ．事務室窓口に来校者受付名簿を設置する。

ｄ．正門、裏門周辺への看板の設置。

ｅ．門扉は、閉鎖の状態にする。

〇正門

・生徒の登下校は正門を利用する。

・登下校時は開き、校時中は閉める。車両の出入り後は速やかに閉める。

〇裏門

・車両の出入り時以外は常時閉める。

ｆ．登下校時および校時中は全職員で注意する。

ｇ．正門、裏門、塀等の定期的な点検と補修を行う。

ｈ．緊急時における安全確保の対策として、ケースごとにフローチャート等でマニュアルを作成する。

ｉ．警察署に学校周辺のパトロールを要請する。

イ．生徒の指導対応

ａ．登下校について。

〇学校の行き帰りは、できるだけ友人と一緒にする。

〇学校には正門から入る。

ｂ．不審者に対して。

〇変な人には近づかない。

〇明らかに変な人なら、近くにいる先生か、近くの準備室にいる先生に連絡する。

〇襲われそうになったり、襲われたら「助けて」と大きな声で叫ぶ。

〇急いで１１０番通報を行う。

ウ．学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合の対応
ａ．不審者周辺の生徒を避難させる。
ｂ．職員室にいる教頭へ通報する。
ｃ．近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。
ｄ．職員・生徒で可能な限りの防御を行う。
ｅ．警察１１０番、消防１１９番（負傷者が出た場合）への通報と不審者乱入の校内放送を行う。
ｆ．職員の現場への応援と現場の確認・状況の報告を行う。
ｇ．生徒を避難させ、養護教諭を中心に負傷者の応急措置を行う。
ｈ．負傷した生徒の保護者へ連絡する。
エ．不審者侵入の連絡を受けた場合の対応
ａ．職員が声かけ等により不審者かどうか確認する。
ｂ．不審者と判断したら、周辺の生徒を避難させる。
ｃ．職員室にいる教頭へ連絡する。
ｄ．近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。。
ｅ．職員の応援と現場の確認・状況の報告を行う。。
ｆ．必要に応じて、教頭が警察へ通報する。
ｇ．必要に応じて、校内放送により不審者の侵入を伝達する。
ｈ．職員は生徒の安全を確保する。
ｉ．授業中の場合、生徒を教室に留めて施錠する。
ｊ．休み時間の場合、担任は生徒を教室に入れて確認を行い施錠する。

(6)農薬・薬品の紛失・盗難への対応
ア．紛失・盗難の予防対策
ａ．担当教師は、日頃から毒物、劇物に関する理解を深めておく。
ｂ．農薬・薬品の出し入れ後は常に施錠し、鍵はきちんと保管し、安全な管理に努める。
ｃ．農薬・薬品管理台帳を作成し、定期的に農薬・薬品使用状況と数量を定期的に点検する。
ｄ．生徒の実験後の薬品の点検を行う。
イ．発生時の対応
ａ．紛失を確認した場合は、管理者に報告し速やかに全職員に連絡する。
ｂ．紛失・盗難が確認された場合いは、現場を保存し、警察に通報する。
ｃ．管理者は、紛失した農薬・薬品の種類、数量によって水道水の飲用、プール使用等の禁止を検討し、必要と判断したら使用禁止の処置を行う。
ｄ．生徒への農薬・薬品の危険性を説明し、所持の確認と全職員による校内の点検と農薬・薬品の捜索を行う。
ｅ．管理者は、事件の概要を本庁に報告する。
ｆ．水道水、プールへの混入が予想される場合には、保健所、消防署に届け出る。

(7)成績書類等の紛失・盗難への対応

ア．紛失・盗難の予防対策

ａ．学校諸表簿の保管や管理についての共通認識を職員全体で持つ。（指導要録、通知票等の諸表簿や生徒の個人情報に関する文書の取扱については細心の注意を払う）

ｂ．諸表簿は学校外に持ち出さない（日頃から、勤務時間内に業務の処理を行う）。

イ．紛失・盗難が発生した場合の対応

ａ．紛失を確認した場合、管理職に報告し、必要があれば警察に紛失・盗難届けを提出する。

ｂ．紛失・盗難が確認された場合は、現場を保存し、警察に通報する。

ｃ．管理職は、当該教諭から詳細な事実関係を聴取し、県立学校教育課へ報告する。

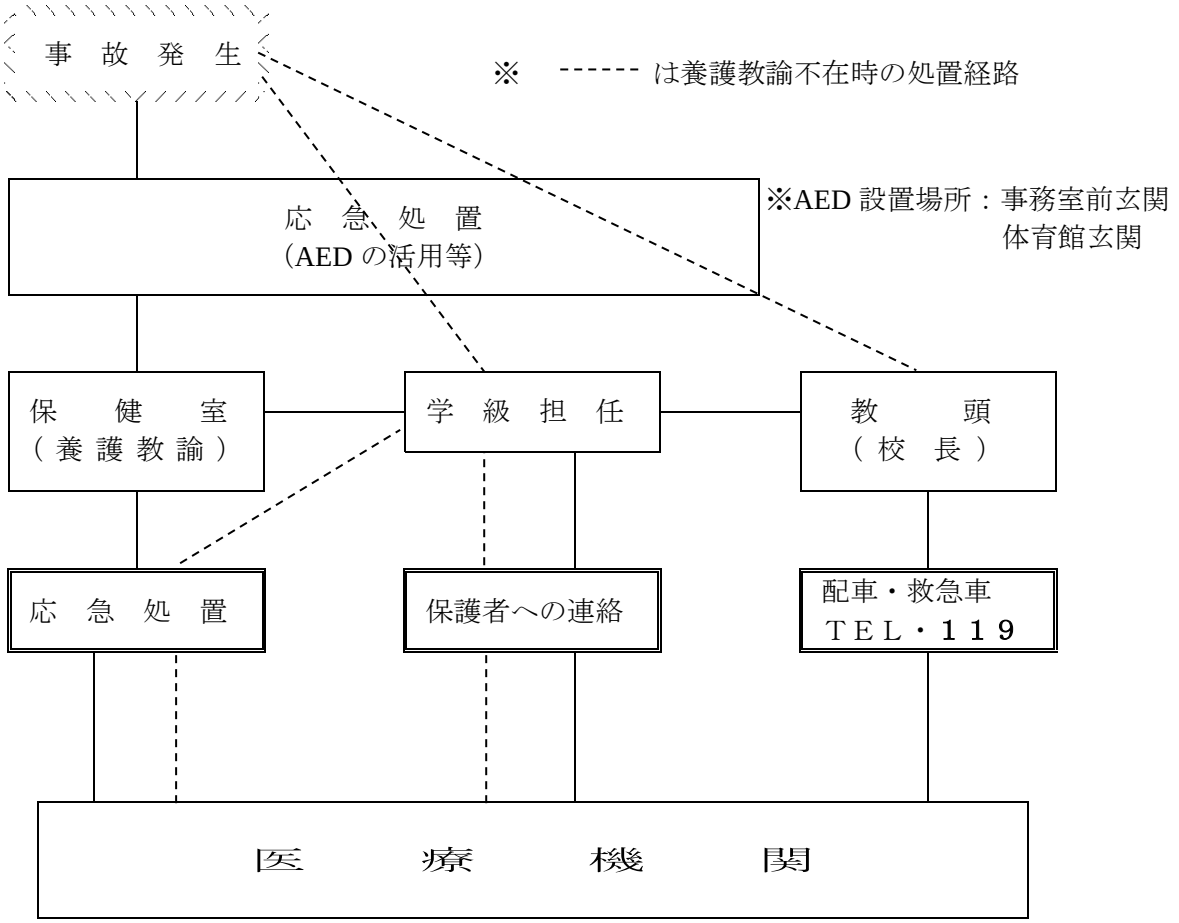
ｄ．生徒、保護者への事情説明を行う。

ｅ．管理職は県立学校教育課の指示を受け、紛失した書類に関する適切な処理を行う。

## ３　校内救急処置体制

### １)事故発生時の処置

下記経路で連絡を密にし、速やかな処置、適切な処置にあたる。(救急車を呼ぶか、学校で運ぶか、保護者引き取りか)



## ２）移 送

**（１）生命に危険と判断される場合**

心臓発作、転落事故(頭部外傷)、内臓破裂、広範囲の火傷、その他で生命に危険があると思われるときは、すみやかに救急車を要請する。

①救急車への連絡

イ．電話番号‥‥‥‥１１９

ロ．患者の状態‥‥‥〔例〕転落、意識不明

ハ．学校の電話番号及び連絡者氏名

②同行者は医療機関到着後、学校と家庭へ連絡する。(臨機応変)

**（２）生命に危険はないが医療を必要とする場合**

①保護者に連絡をとり学校へ来てもらうか､病院で引き継ぐか相談する｡(保険手帳の持参)

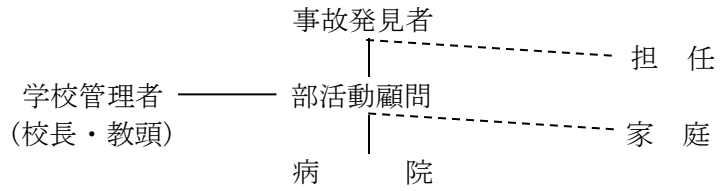
②保護者へ連絡がとれない場合の治療費は後日支払いさせる。病院へその旨依頼する。

**（３）事後処置**

事後報告‥‥担任または関係職員は、予め学校長へ傷病の状態を報告する。

**（４）休日等の部活動における救急処置と連絡体制**

（顧問は、部員にも確約する）




## ３）保健室利用について

①保健室は、応急処置、健康診断、健康相談および保健指導、保健活動の場として利用する。

②保健室で休む時は、必ず養護教諭か担任の許可を得て休む。

③保健室へ送る時は、他の生徒を同伴させる。必要な時は担任がついてくる。

④緊急の場合以外は、来室理由を自分ではっきり言う。(保健室利用簿に記入する)

⑤緊急の場合以外は、できるだけ授業中はさけた方がよい。

⑥緊急の連絡先を可能な限り知らせておく。変更があるときは、その旨連絡する。(親が不在の場合は、隣家、親戚にも協力してもらう)

⑦担任と保健室との連絡は、「保健室連絡票」を利用する。

⑧家庭への連絡は、出来るだけ担任が行う。但し、緊急時、担任不在の時は養護教諭が行う。

⑨養護教諭は、いつでも居所を保健室に明示しておく。

⑩保健室で休養した場合、気分がよくなったら養護教諭に断ってから教室へ戻る。(自分勝手に帰らない)

⑪保健室から勝手に救急薬品、材料(包帯、リバテープ、湿布剤等)を持ち出さない。

⑫養護教諭不在時は、保健室は閉める。(カギは職員室のカギ置き場にあるので、必要に応じて授業時または現場に居合わせた職員で手当てする)

## ４）日常の救急処置及び看護について

① 内科的なもの

・保健室へは必ず担任を通して送ること。（急病以外）

・保健室での休養は原則として１時間以内とする。

・学校では内服薬は与えない。

・保健室で休養させる場合は、連絡票によって学級担任または教科担任へ連絡する。

［早退］

・早退のときは、担任との連絡調整によって帰宅させ、不可能な場合は事後連絡する。

・１時間休養しても症状がとれない場合は早退させる。

・症状が軽く一人で帰す場合でも、家族が在宅かどうか確かめてから帰す。

・症状が重い場合は、家族へ連絡して迎えにきてもらう。

・伝染病の疑いで早退させる場合は、保健室からその旨の連絡票(受診のすすめ)をもたせる。

・体温が３８℃以上は早退させる。それ以下でも一般状態が悪い時は早退させる。

② 外科的なもの

・保健室でのケガの処置は、原則として学校管理下の当日のけがのみとする。但し、学校事故の継続や校外での外傷は、随時、相談に応じる。

## ４ 心肺蘇生法と AED

（１） AED 設置場所（４カ所）

① 事務室入口横



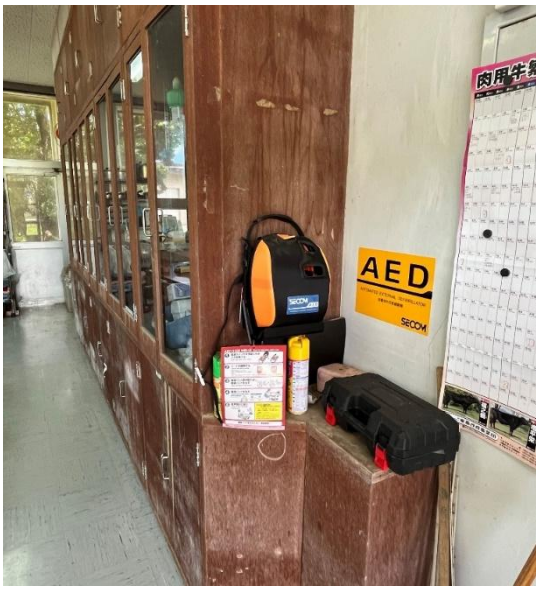

② 体育館入口右側




② 海洋科実習棟1F




④ 第二農場職員室




（２）担架設置場所(３カ所)

① 体育館入り口フロア　② 保健室入口横　③ 第２農場職員室

（３）車椅子・松葉杖・救急バッグ

保健室入り口左手

（４）心肺蘇生法の一連の流れ









## AEDの確実な操作：機械の音声指示に従うだけ

### 1 電源を入れる



すべてはここから始まります。ふたを開けるか、ボタンを押して電源を入れる。以降は音声メッセージに従う。

### 2 パッドを貼る



衣服を取り除き、素肌に直接しっかりと貼り付ける(右鎖骨の下と、左脇下)。

### 3 解析中は離れる



「みなさん、離れて！」と大声で注意。誰も傷病者に触れていないことを確認。AEDが自動で心電図を解析する。

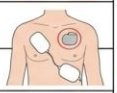
### 4 ショックボタンを押す



指示が出たらショックを実行。完了後、または「ショック不要」の指示が出た場合は、ただちに胸骨圧迫を再開する。

NotebookLM

## 迷いをなくすための判断マトリックスと回復体位

| 特殊なケース | |
|---|---|
| 状況（Observation） | 必要な対応（Action Required） |
| 胸が濡れている場合 | タオル等で素早く水分を拭き取ってからパッドを貼る  |
| 胸に固い出っ張りがある | ペースメーカーを避け、少しずらしてパッドを貼る  |
| 貼り薬がある | 薬をはがし、肌に残った薬剤を拭き取ってから貼る。 |
| 小児（未就学児）の場合 | 小児用パッド（または小児モード）を使用。なければ成人用を使用。 |

### 回復体位と中止のタイミング



普段どおりの呼吸が戻った場合、または吐物の危険がある場合は、**横向き（回復体位）**に寝かせる。救急隊に引き継ぐか、目を開けるまで**パッドは剥がさず**様子を見る。

NotebookLM

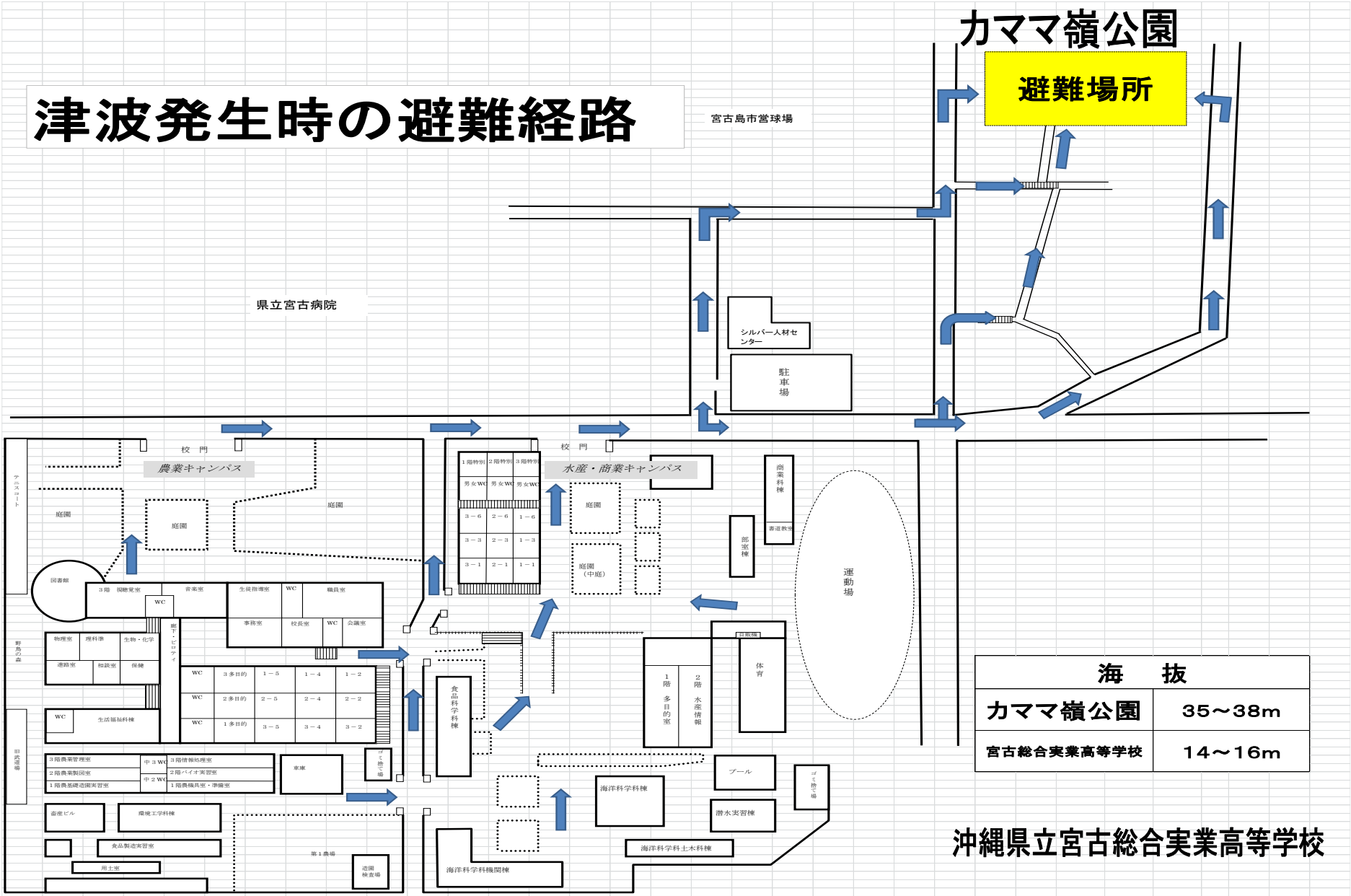
## 究極の救命チャート：ためらわずに一歩を踏み出す




完璧でなくても構いません。何もしないこと（ゼロ）よりも、あなたの行動が命を繋ぐ最大の希望です。行動が命を救います。

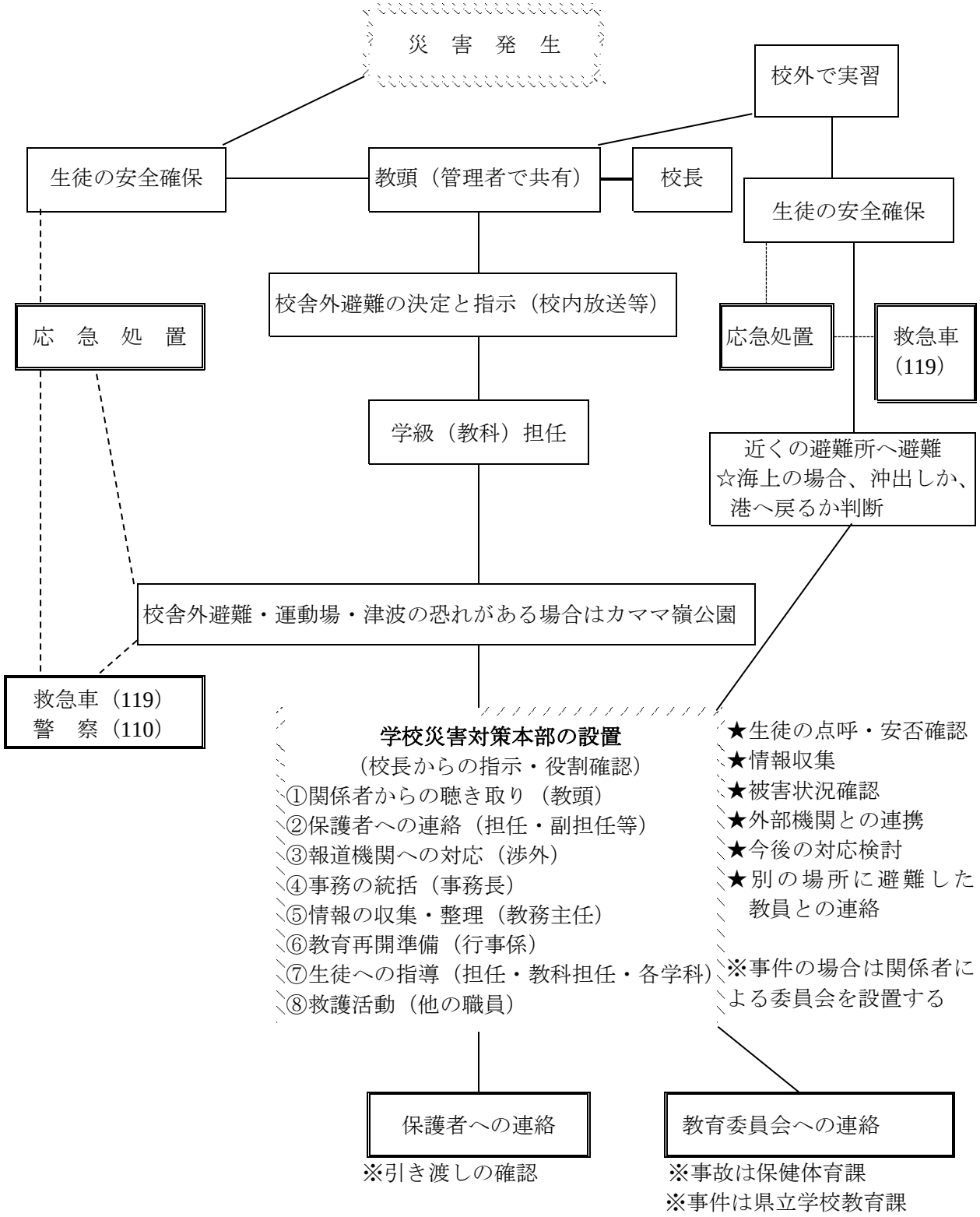
NotebookLM

## ５　津波発生時の避難経路



## ６ 緊急避難体制

### （１）災害発生時の対策（校時中）　※事件等発生時も連絡の流れは基本的に同じ




### （２）災害発生時の対策（登下校時）

①生徒は自分で判断し、安全な場所へ避難する。
②職員は安全を確保した後、生徒の安全を確認し、学校へ連絡する。
③学校災害対策本部を設置し、今後の対応を検討する。

## 7　緊急避難時の生徒の帰宅

（１）生徒の掌握

①担任または教科担任が生徒の現在数を確認する。

②教頭へ報告する。

（２）保護者への連絡

①各自の携帯電話等を使って保護者へ連絡する。

②迎えに来られる保護者と来られない保護者を掌握する。

③保護者が学校に到着した生徒から帰宅させる。

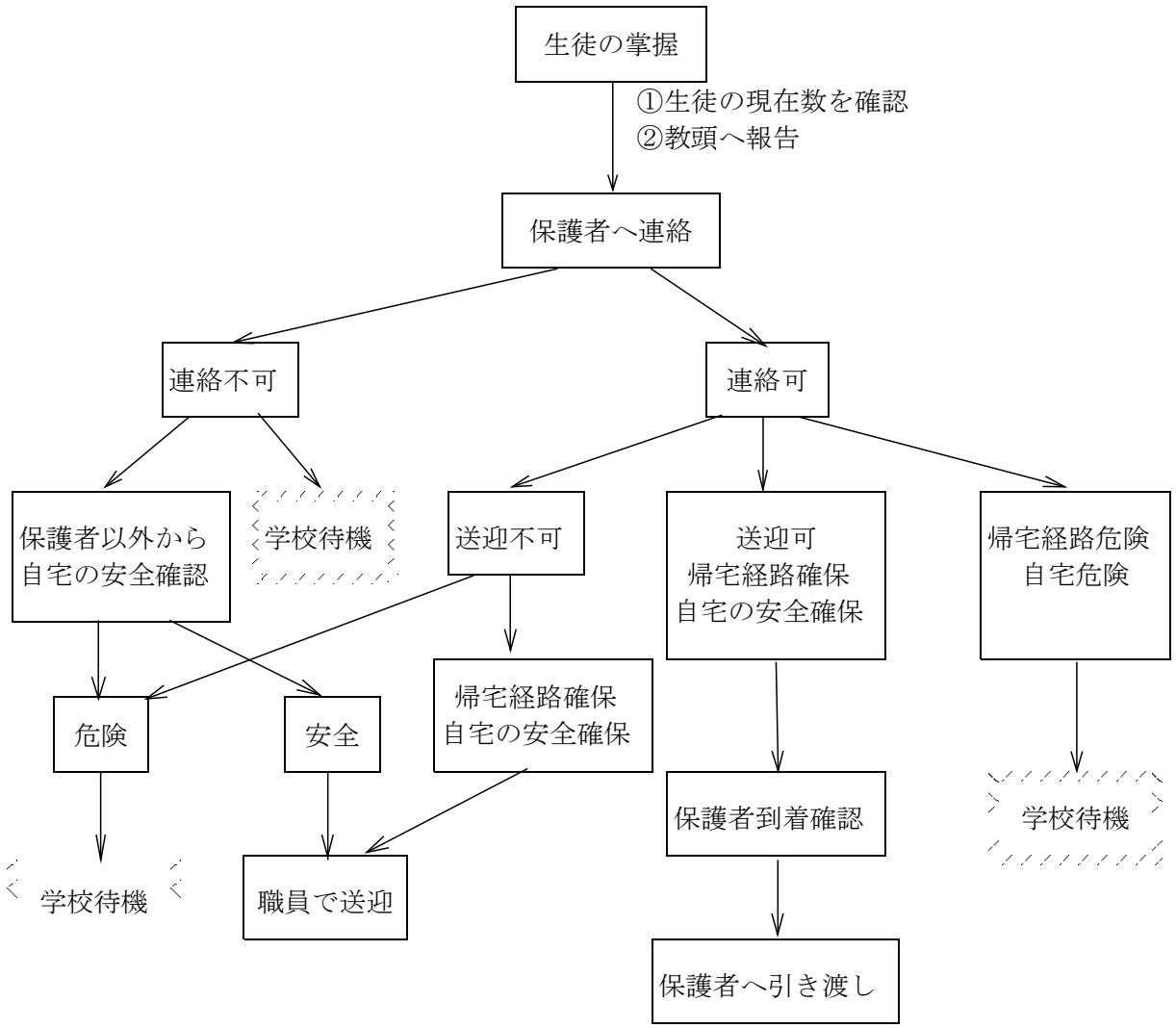
（３）保護者と連絡が付かない生徒について

①連絡が付くまで学校に待機させる。

②連絡が付いた時点で、迎えが可能か否か確認する。

（４）安全な帰宅が保証できない生徒について

①学校に待機させる。



## 8 学校事故対策

本マニュアルは、学校生活におけるすべての教育活動を対象とし、生徒等の安全を確保するために策定されたものである。主に生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するとともに、万が一の事故発生時に迅速かつ適切な対応を行うための指針を提示する。

### 1. 学校事故対策の基本方針

学校生活の安全管理を効果的なものにするためには、以下の観点に基づいた適切な運用が求められる。

① 現状の把握と分析

全国、地域、あるいは自校における過去の事故統計や事故事例を分析し、事故の発生状況を的確に把握する。

② 実態に即した計画

自校の生徒等の多様な行動実態を踏まえ、安全管理の観点と方法を定める。

③ 組織的な共通理解

定められた安全管理の観点や方法について、全職員が共通理解を図り、協力体制を確立する。

### 2. 安全管理の具体的実施方法

#### 2.1 事故発生状況及び要因の把握

事故の発生原因や関連要因を確実に把握するため、以下の情報を積極的に収集・活用する。

＊「運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査」
＊「学級日誌、委員会活動及びクラブ・部活動等の記録」
＊「健康観察や保健室来室状況等の記録」
＊「職員による行動観察などの情報の活用」
＊ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例の活用
＊ 地域内の学校間における積極的な情報共有

#### 2.2 行動や場所の規制

児童生徒等の自由度が高い時間帯（休憩時間や放課後等）において、具体的かつ明確な規制を行う。

＊ 出入り禁止場所の明示と、容易に立ち入ることができない措置の実施。
＊ 規制内容について職員間の共通理解を図り、一貫した指導を行う。

#### 2.3 情緒の安定と健康状態の把握

＊ 情緒の不安が認められる場合は、気分転換やリラクゼーションにより安定を促す。
＊ 日常的に児童生徒への理解に努め、生活習慣の形成やカウンセリング体制を整備する。
＊ 美化活動などの環境整備を通じて情緒の安定を図る。
＊ 保護者との連携： 特に障害のある児童生徒等においては、保護者との緊密な連絡・連携を最重要視する。

### 2.4 安全指導との関連

安全管理は単なる指示・規制に偏るのではなく、児童生徒が自ら安全を重視した意思決定や行動選択を行えるようにする。

＊ 安全な行動選択の必要性や実践方法を理解させる。
＊ 危険を予測する能力や、安全を尊重する規範意識の形成を図る。
＊ 職員と児童生徒、および児童生徒相互の信頼関係を構築する。
＊ 危険な行動をとりやすい生徒等に対しては、発達段階を考慮した多面的な理解と個別指導を行う。

## 3. 場面別安全管理要領

各活動場面の特性に応じ、以下の観点から安全点検と措置を講じる。

### 3.1 休憩時間

児童生徒の開放感から無意識の危険行動や暴力・いざこざが発生しやすいため、以下の点検を行う。

| 活動場所 | 主な安全点検項目 |
|---|---|
| 校舎内 | ・屋上、階段、廊下、教室の施設に不備や危険はないか<br>・施設利用や行動に危険はないか（窓からの身乗り出し、天窓への乗り上げ等） |
| 運動場・体育館 | ・運動や遊びの「種類」と「場所」に危険はないか<br>・人目につきにくい場所で活動している者に危険はないか<br>・新しく流行している遊びに安全上の問題はないか |
| 遊具・施設利用 | ・遊具や固定施設、移動施設そのものに不備や危険はないか<br>・利用の仕方に無理はないか、周辺にいる者に危険はないか |

### 3.2 各教科等の学習時間

特に理科、美術、家庭、体育、保健体育、専門教育の実験・実習における事故に留意する。

＊ 事前準備
学習前から児童生徒の心身の状態、服装、学習中に予想される危険を把握する。

＊ 施設・用具
施設、用具、教材、教具が整備され、その扱い方を生徒が理解しているか確認する。

＊ 個別配慮
怪我の可能性が高い者や情緒不安定傾向のある者に対し、適切な個別配慮を行う。

＊ 校外活動
事前の調査を不可欠とし、不慣れな場所での安全確保に一層の配慮を行う。

### 3.3 クラブ活動・部活動・学校行事

学年を超えた集団活動や校外活動など、多岐にわたる状況に応じた管理を行う。

＊ 参加人員の完全な確認。
＊ 異学年交流による無理や危険の有無。

＊ 場所、時刻、時間帯の妥当性と、用具・施設の安全状態の確認。
＊ 活動をしている者同士の接触等の危険性。

3.4 清掃活動等作業時

用具の扱いや危険な行動による事故を防止する。
＊ 道具や用具（肥料、薬剤等を含む）の正しい利用と適切な保管。
＊ 作業時の服装の適切さ。
＊ 作業場所およびその周辺の危険確認。

## 4. 事故発生時の緊急対応と報告（緊急第一報）

事故が発生した場合は、児童生徒等の安全確保を最優先し、以下の体制で臨む。

### 4.1 緊急連絡・応急手当体制

1. 現場対応
その場に居合わせた職員が速やかに応急手当を施し、必要に応じて救急車を要請する。
2. 応援要請
直ちに養護教諭や他の職員へ応援を求め、児童生徒等の安全確保に努める。
3. 報告
早急に保護者、教育委員会等へ報告を行う。
4. 責任ある対応
保護者への説明責任を果たし、誠意ある対応を継続する。

### 4.2 緊急連絡報告様式による報告

事故発生後、速やかに以下の経路で報告を行う。報告は時系列で記入し、事前指導や事後指導の内容も明確にする。

報告ルート

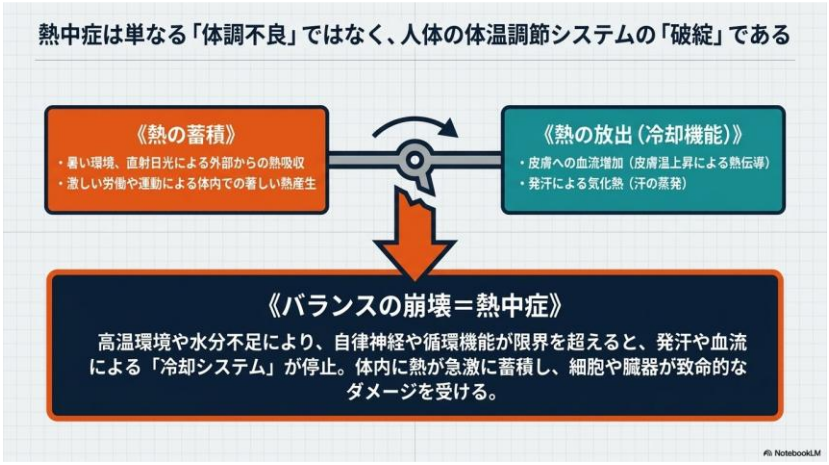
1. 県教育庁保健体育課へ電話にて事故概報。
2. 「緊急連絡第一報」を作成し提出。

### 4.3 児童生徒等や保護者への対応

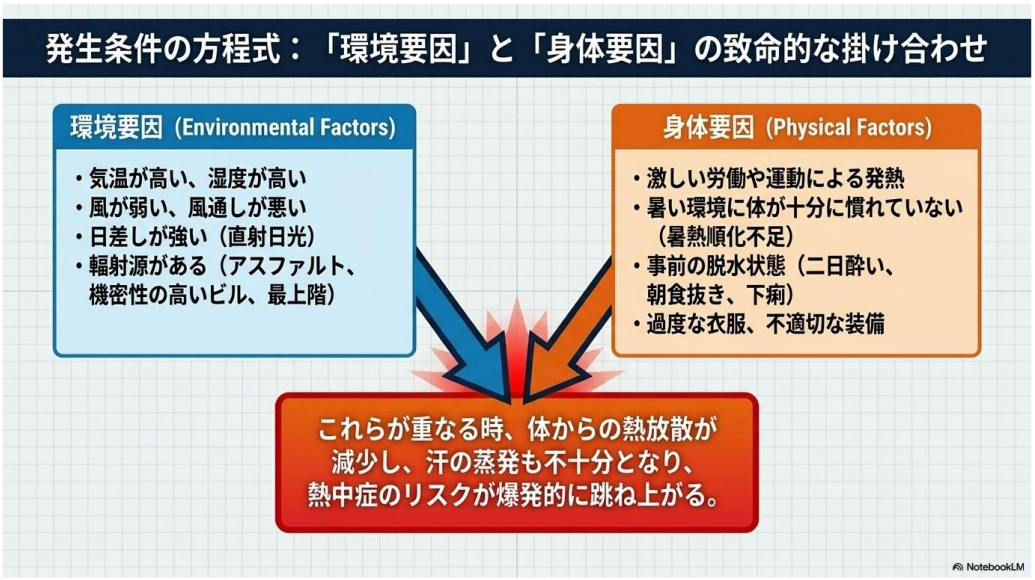
＊ 学校の教育活動において事故は避けられない側面があるが、職員は常に最善を尽くすことが求められる。
＊ 学級担任や関係職員は、救護を最優先しつつ、事故に至るまでの要因を的確に把握する。
＊ 児童生徒や保護者に対しては、事実に基づいた誠意ある対応を尽くさなければならない。

9　熱中症対策

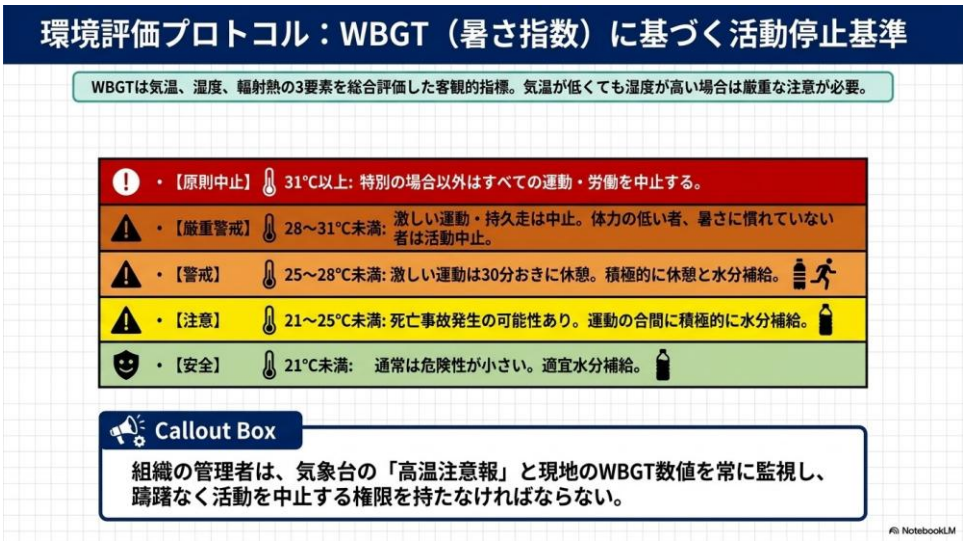
①　熱中症とは



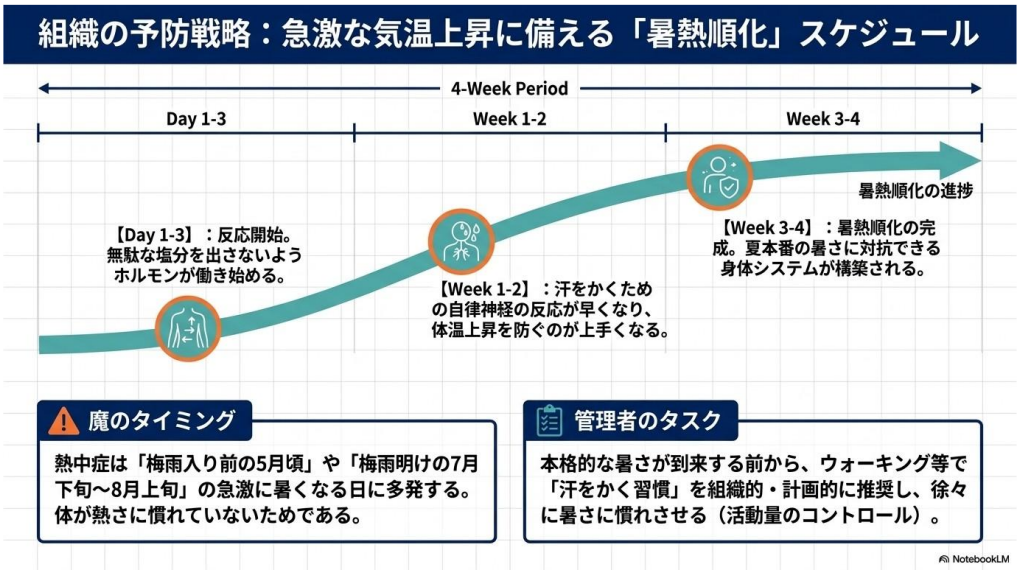

②　熱中症が起こる要因

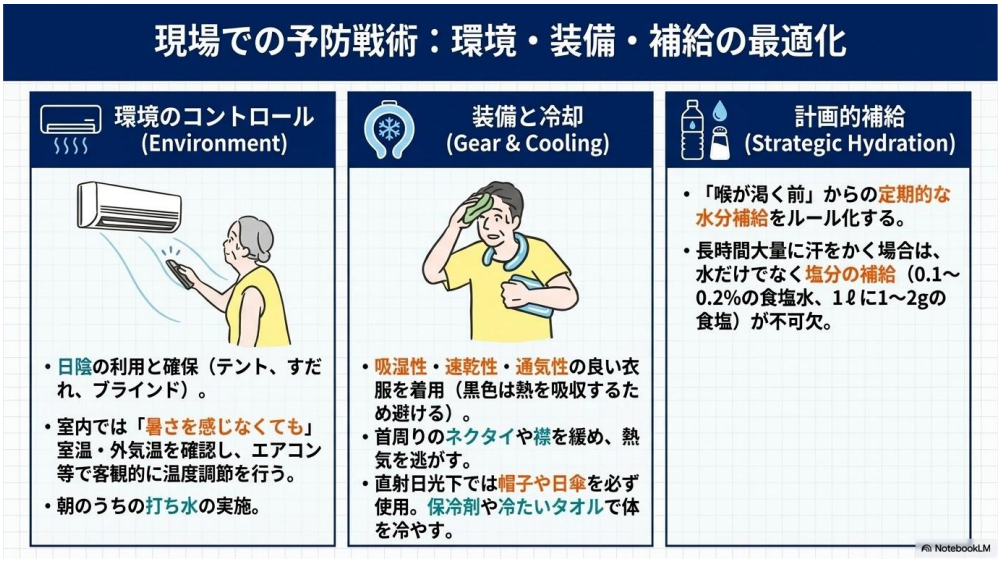



③　暑さ指標に基づく活動停止基準



④ 熱中症にならないための備え

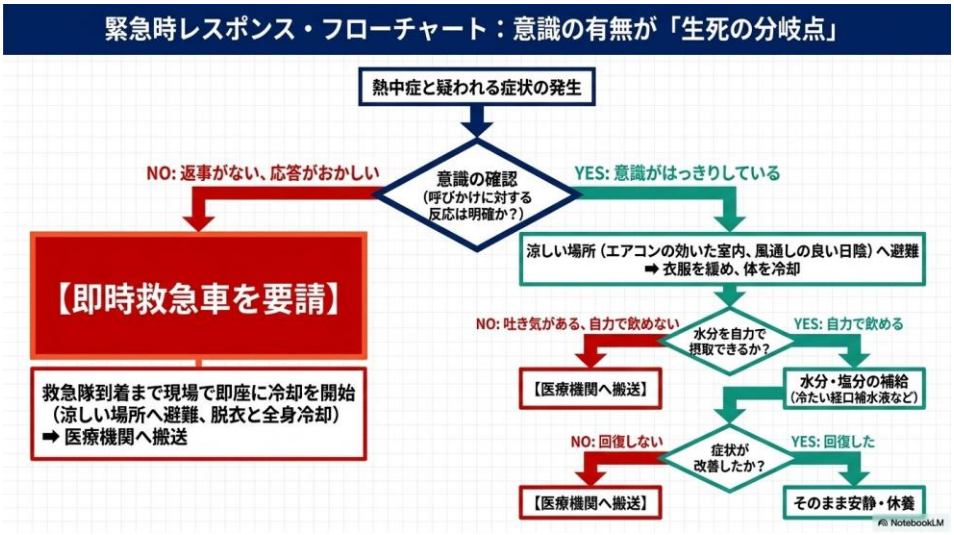


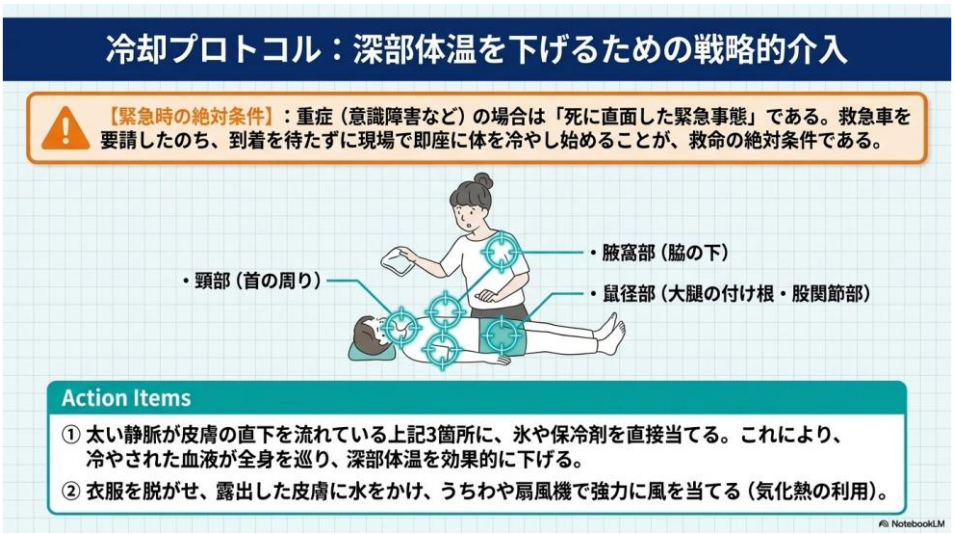

⑤ 熱中症の症状の進行



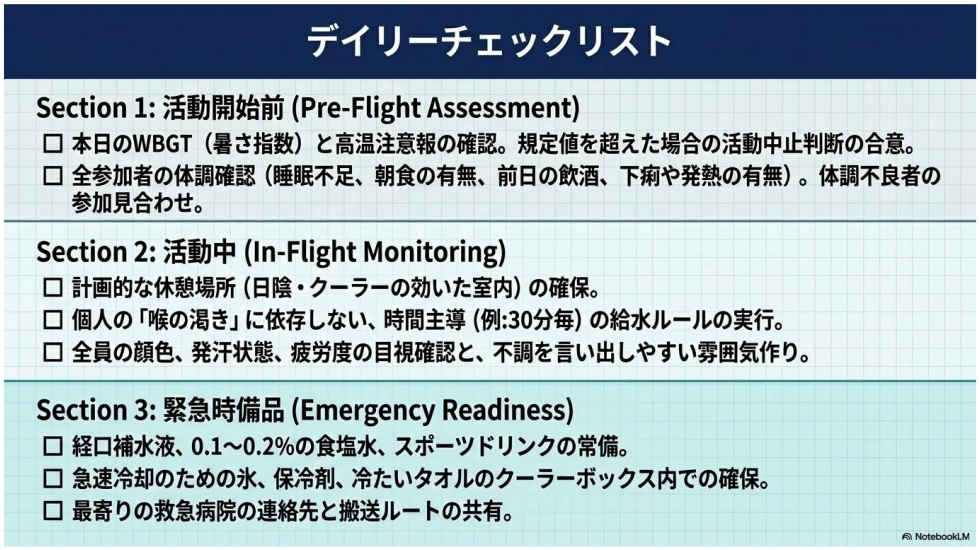
⑥ 熱中症であるかの判断フローチャート




⑦ 熱中症が疑われる場合に行うこと




⑧ デイリーチェックリスト



# 学校防犯マニュアル（不審者対応編）案

## 1. 基本原則

・生徒の安全確保を最優先とし、教職員は組織的に対応する。
・不審者を発見した際は、躊躇なく応援を呼び、110 番通報を行う。
・侵入を許した場合は、不審者から生徒を遠ざけ、警察が到着するまでの時間を稼ぐ。

---

## 2. 場面別対応手順

| 場面 | 日常の管理・予防策 | 不審者侵入時の緊急対応 |
|---|---|---|
| 就業前<br>始業前 | ・校舎門を警備会社が指定時刻に解錠・施錠する。 | ・笛や放送等の合図で異常を周知する。<br>・生徒は速やかに最寄りの教室に入り、内側から施錠して待機する。<br>・教職員は分担して、校内の生徒を校舎内へ誘導の指示をする。 |
| 授業中 | ・来校者は事務室で受付を行う。<br>・全ての来校者に受付票の記入と名札の着用を求める。 | ・緊急放送を行い、全校に事態を知らせる。<br>・生徒は教室の入り口を全て施錠し、窓から離れて身を低くする。<br>・廊下側に不審者がいる場合は、教室から遠ざかるようにする。 |
| 休み時間 | ・教職員は授業に向かう際、異常の有無を確認する。<br>・積極的に挨拶・声掛けを行う。 | ・発見者は笛（例：3 回連続）や Teams や大声で周囲に知らせる。<br>・生徒は最寄りの教室へ避難し、直ちに施錠する。 |
| 放課後 | ・下校時間終了後は速やかに校門を閉める。<br>・部活動等の実施場所を把握し、警戒を継続する。 | ・活動場所ごとに避難・待機を指示する。<br>・生徒は活動中の教室等に留まり、内側から施錠して安全を確保する。<br>・教職員は残留生徒の安否を確認し、警察の安全確認まで待機させる。 |

## 3. 緊急時の指示・放送文案（例）

パニックを防ぐため、ゆっくりと落ち着いて放送します。

● **教室待機・施錠の指示（不審者が暴れていない場合） 2 回繰り返す**

・「これから臨時の職員会議を開きます。生徒は次の放送があるまで、全員教室に入り、鍵をかけて待機してください。」

・内線 95 を使い、音楽を流す。

● **緊急避難の指示（不審者が暴れている場合）**

「●●教室付近に不審者が侵入し暴れています。生徒の皆さんは、すぐに近くの教室に入り、内側から鍵をかけてください」

---

## 4. 教室避難時の行動留意点

**① 施錠の徹底**

教室の前後ドア、窓を全て閉めて鍵をかける。

**② 死角への退避**

廊下の小窓から不審者に視認されないよう、教室内で窓から離れた場所に身を寄せる。

**③ 静粛の維持**

警察の安全確認や教職員の指示があるまで、静かに待機する。

**④ 防御準備**

万が一、不審者が教室に侵入しようとした場合に備え、机や椅子を盾にする、またはバリケードとしてドア付近に積み上げる準備をする。

---

## 5. 事後対応

・**安否確認**：負傷者の有無を確認し、必要であれば 119 番通報を行う。

・**保護者への引渡し**：警察によって不審者の身柄が拘束され、安全が確認された後、保護者へ直接生徒を引き渡す。

・**心のケア**：恐怖心を感じた生徒に対し、スクールカウンセラー等と連携して速やかに対応する。

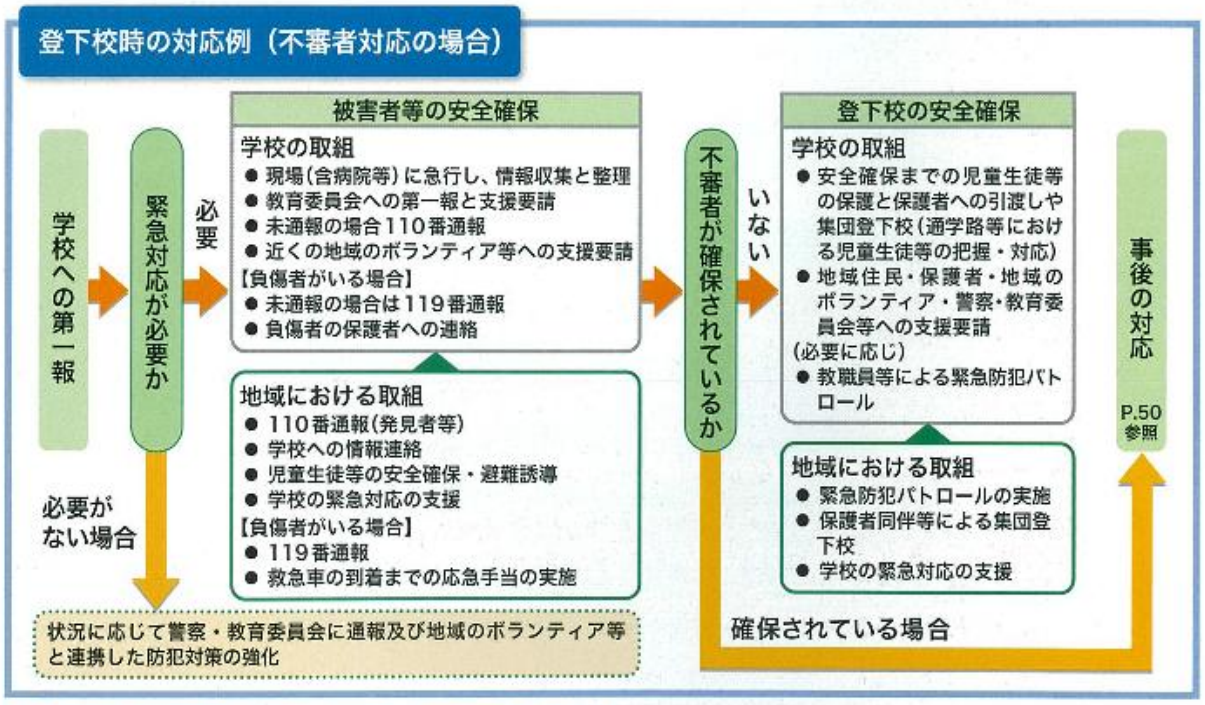
# 3-4 登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応

登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要です。



## 1 登下校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければなりません。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示しています。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠です。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておくことが重要です。




### 【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

● 第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極めます。

**＜把握する情報の例＞**

■ いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか　■ 110番通報したか　■ 負傷者はいるか
■ 119番通報したか　■ 周囲にほかの児童生徒等はいるか

● 例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要です。

■ 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
■ 登下校中の児童生徒等が不審者に襲われけがをした。
■ 不審者が登下校中の児童生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
■ 金品を奪われている。
■ 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

- 緊急対応が必要と判断した場合には、警察等へ通報するとともに、学校内でも緊急事態の発生を直ちに全教職員で共有し、あらかじめ定めておいた役割分担に基づき具体的な対応を行い、児童生徒等の安全確保を図ります。
- 警察や必要に応じて消防等の協力を得るとともに、教育委員会に通報し支援を求めましょう。また、現場付近にいる地域住民にも協力を要請しながら対処することも必要です。

**＜学校の取組＞**

1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。
　負傷者がいる場合は119番通報する。
2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童生徒等の安全確保を図る。
3 現場(病院等を含む)に急行し、情報収集と整理を行う。
　児童生徒等の現状・・・安否確認、負傷者の状況(病院に搬送されている場合は病院へ急行)
　不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
5 被害に遭った児童生徒等の保護者に連絡する。

※ 緊急対応が必要でない場合でも、状況について警察や教育委員会に通報するとともに、保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の強化を図る必要があります。

## 【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

- 不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断します。
- 警察等の情報を得る際には、教育員会が情報を収集し、各学校に周知します。

**＜警察に確認するポイント＞**

■ 不審者は確保されているか
■ 確保されていない場合、登下校中の児童生徒等に被害が及ぶ危険性があるか
■ どの地域で危険性があるか
■ 学校への指示や要請事項があるか

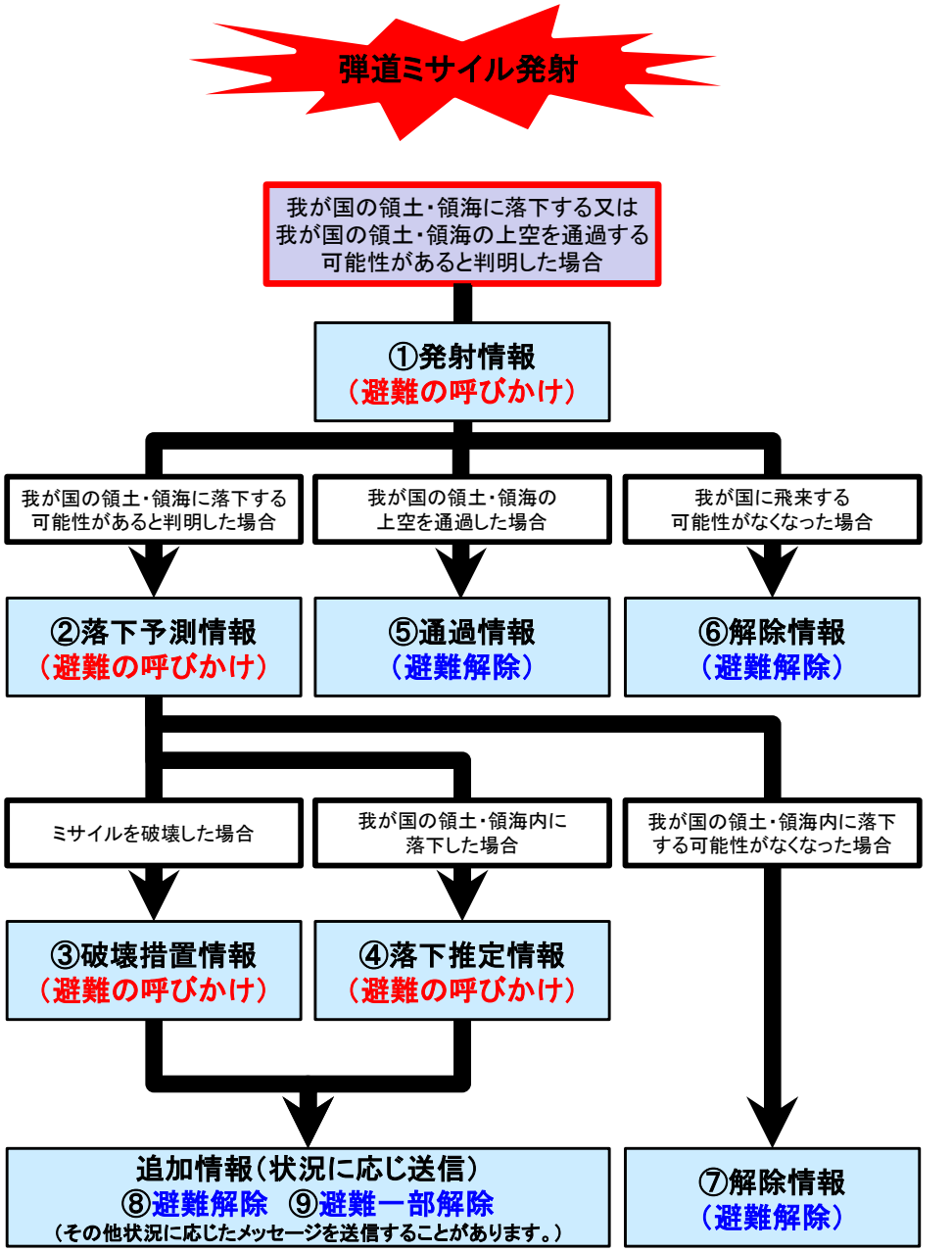
- 安全が確認されるまで、児童生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行います。
  ・登校前の場合は必要に応じて自宅待機
  ・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機
  ・登下校中の場合は、警察等に早急に児童生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア等に協力を依頼
- 児童生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行います。
- 警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼します。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等も実施します。

不審者の情報等、児童生徒等の安全に関する緊急情報は、国私立、都道府県立、市区町村立、株立を問わず、域内の学校等に対する情報提供が行えるよう、教育委員会が中心となり警察との連携・調整を行います。平時から、その仕組みを構築しておくことが大切です。

## 【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげます。(P.50～P.55参照)

防衛省からの情報伝達に基づき、Jアラート・エムネットによる情報伝達を実施




⑧と⑨は、Jアラートのメッセージは同じですが、送信先地域が異なります。
⑧は、③又は④の避難の呼びかけがなされている地域全部の避難を解除する場合のメッセージです。
⑨は、③又は④の避難の呼びかけがなされている地域の一部の避難を解除する場合のメッセージです。

令和8年3月31日一部変更

| | カテゴリー | | Jアラートメッセージ |
|---|---|---|---|
| | 名称 | 区分 | |
| ① | 発射情報 | 避難の呼びかけ | ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。 |
| ② | 落下予測情報 | 避難の呼びかけ | 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。 |
| ③ | 破壊措置情報 | 避難の呼びかけ | 先程のミサイルは、迎撃により破壊されました。ミサイルの破片の落下の可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。 |
| ④ | 落下推定情報 | 避難の呼びかけ | ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。 |
| ⑤ | 通過情報 | 避難解除 | ミサイル通過。ミサイル通過。ミサイルは●時●分頃、●●県周辺から●●（海域名）へ通過したものとみられます。避難の呼びかけを解除します。不審な物には近寄らず警察や消防などに連絡して下さい。 |
| ⑥ | 解除情報 | 避難解除 | 先程のミサイルは、我が国には飛来しないものとみられます。避難の呼びかけを解除します。 |
| ⑦ | 解除情報 | 避難解除 | 先程のミサイルは、我が国には落下しないものとみられます。避難の呼びかけを解除します。 |
| ⑧ | 追加情報 | 避難解除 | 先程のミサイルの避難の呼びかけを解除します。不審な物には近寄らず警察や消防などに連絡して下さい。 |
| ⑨ | 追加情報 | 避難一部解除 | |

・状況に応じて送信するため、上記のメッセージを全て送信するとは限りません。
・メッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

# １２－②　弾道ミサイルに関わるＪアラート対応マニュアル

※このマニュアルは、**Ｊアラートによる国民保護情報対象地域に「沖縄県」が入っている**　**とき**のものです。

## １．登校前の在宅時にミサイル発射情報（Ｊアラート発報）があった場合

・**自宅で待機**してください。（窓から離れる。窓のない部屋があればそこへ移動する）
★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。
★携帯に届く緊急速報やデレビ・ラジオなどの情報をもとに、冷静に判断・行動する。

・**「避難指示が解除」されたら、すみやかに登校**してください。
★登校時間が通常よりもずれ込む場合は、登校すべき時刻等の情報を学校ホームページ、 teams、メルぽんなどで連絡しますので、各自しっかり確認をして安全に気をつけて登校してください。

## ２．登校中にミサイル発射情報（Ｊアラート発報）があった場合

・できるだけ頑丈な建物の中に入る。
・建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る。
★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。
★携帯に届く緊急速報やデレビ・ラジオなどの情報をもとに、冷静に判断・行動する。

・**「避難指示が解除」されたら、すみやかに登校**してください。
★登校時間が通常よりもずれ込む場合は、登校すべき時刻等の情報を学校ホームページ、 teams、メルぽんなどで連絡しますので、各自しっかり確認をして安全に気をつけて　登校してください。

・**担任は、生徒の出席状況を確認。（※欠席連絡がない場合等の場合、要家庭連絡）**

## ３．学校管理下でミサイル発射情報（J アラート発報）があった場合

| 屋内の場合 | 屋外の場合 |
| --- | --- |
| 窓から離れる。窓のない部屋があればそこへ移動する<br>★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。<br>★教科担任の先生等の指示を仰ぎながら冷静に判断・行動する。 | ・速やかに、できるだけ頑丈な建物（校舎等）の中に入る。<br>・校舎や農場等から離れている場合は、近くの公共施設等に避難する。<br>★「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続する。 |

**・教職員は、生徒の安全を最優先に、情報収集を行う。**
・学校の非常時連絡網、teams 等を使い、状況や対応のあり方に関して連絡を取り合う。

・「避難指示解除」の後、安全が完全に確認された上で、授業等の再開を判断する。
・教科担任等は、生徒の所在と安全確認を確実に行った上で、授業を再開する。

# 雷ナウキャストの利用について

**文部科学省_令和7年6月12日事務連絡**
**「学校事故の詳細調査報告書の共有について（屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故）」一部抜粋**

| | |
|---|---|
| 再発防止に向けた指摘 | 屋外活動実施責任者及び実施担当者は、<br>① 雷及び落雷についての最新の正確な知識を習得しておくこと。生徒等に対しても同様の知識を習得させることが望ましいこと。<br>② 屋外活動の前の時点で、天気予報の雷注意報の発表の有無を確認すること。<br>③ 取得した雷雲等の情報により落雷の危険があるときは、躊躇することなく屋外行事を停止し、安全な建物の中に生徒等を避難させること。<br>④ 避難の終了及び屋外活動の再開については、「雷ナウキャスト」等により雷雲等の動き等に関する情報を十分に収集して落雷の危険が去ったと認められる状態になったことを確認した上で判断すること。<br>⑤ 避難方法及び避難中の事故を避ける対策をあらかじめ用意しておくこと。さらに避難した時に備えて、屋内でできる活動をあらかじめ用意しておくこと。 |

**令和7年5月20日　熊本県立鹿本高等学校サッカー部落雷事故調査委員会**
**「報告書（公表版）要旨」一部抜粋　https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/281351.pdf**

一定時間ごとにスマートフォンの天気予報を見ていたものではなく、また、スマートフォンの天気予報を見るときも、雨雲レーダーはみていたが、各種の注意報や雷に特化した情報画面は見ていなかった。（52 頁 9~15）

# 雷ナウキャストの利用方法

検索サイトで「ナウキャスト」と検索→

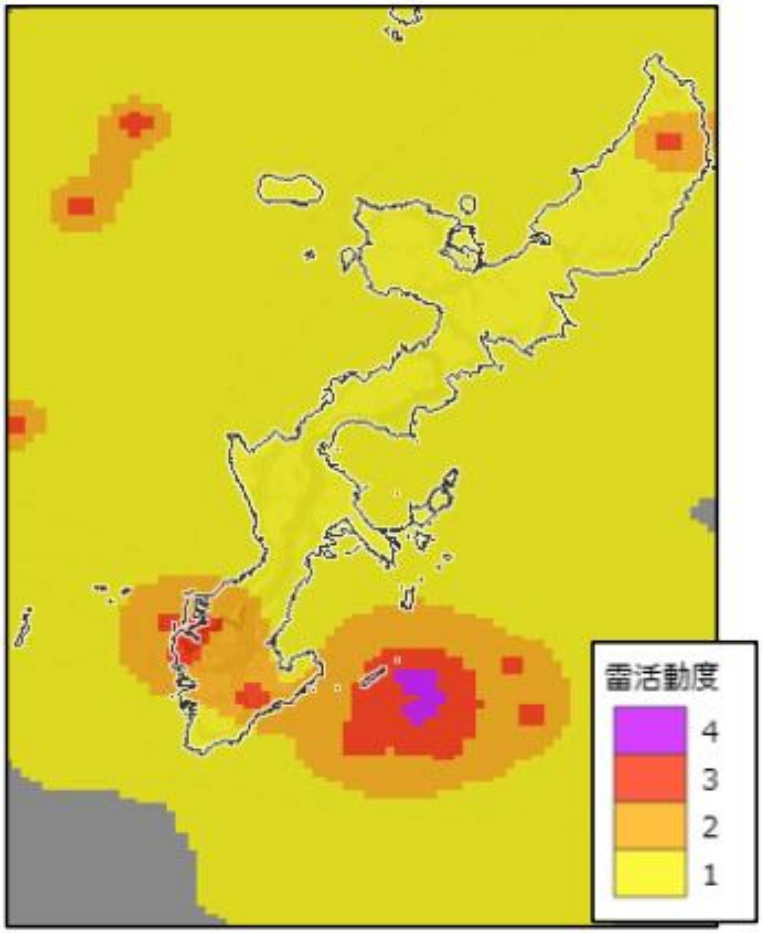
気象庁
https://www.jma.go.jp
雨雲の動き・雷活動度・竜巻発生確度（ナウキャスト）

→




これを押す

→



# 下表より、オレンジ以上が危険

| 活動度 | 雷の状況 | | 屋外において想定される対応 | 屋内や工場などで想定される対応 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 激しい雷 | 落雷が多数発生している。 | ●屋外にいる人は落雷の危険があるため、建物や車の中へ移動するなど、安全確保に努める。<br><br>●屋内にいる人は外出を控える。 | ●パソコンなど家電製品の電源を切り、コンセントを抜く。<br><br>●工場の生産ラインなどリスクの大きい場所では、作業の中止や自家発電への切替などの対応をとる。 |
| 3 | やや激しい雷 | 落雷がある。 | | |
| 2 | 雷あり | 電光が見えたり雷鳴が聞こえる。落雷の可能性が高くなっている。 | | |
| 1 | 雷可能性あり | 現在、雷は発生していないが、今後落雷の可能性がある。 | 今後の雷ナウキャストや空の状況に注意する。 | |

※　活動度１～４になっていない地域でも、積乱雲が急速に発達して落雷する場合がある。

気象庁HP「雷ナウキャストの見方」
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/toppuu/thunder2-2.html

令和８年４月２７日（月）通番 155 号

# メールマガジン　～児童生徒を守るために～

発行：沖縄県教育庁保健体育課・沖縄気象台

## 雷　～雷の発生が多い時期を迎えます（４～９月は年間の約８割発生）～

雷は周囲より高いものほど落ちやすいという特徴があります。グラウンド、平地などの周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷することがあり、直撃雷【ちょくげきらい】を受けると約８割の人が命を落とすとされています。

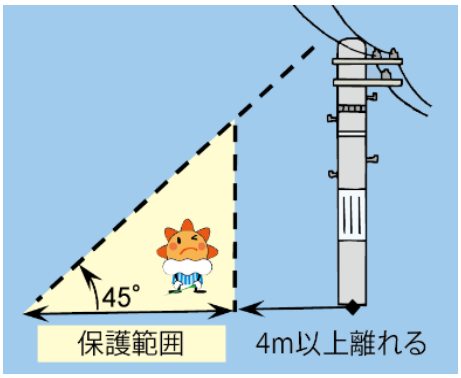
また、落雷を受けた樹木などのそばに人がいると、その樹木などから人体へ雷が飛び移ることがあります（側撃雷【そくげきらい】）。

これから梅雨の時期が近づき、雷の発生する日が多くなります。野外活動の前には、以下ポイントをチェックしましょう。

- ☑ 雷注意報が発表されている時には、周囲に雲がないか確認しましょう
- ☑ 雷鳴が聞こえる範囲は、周りに雲がなくても落雷の可能性があります
- ☑ 竜巻注意情報が発表されている時には、竜巻が発生しやすい状況です

### 雷から身を守るための行動

・雨宿りで木の下に入るのは大変危険
・雷の音が聞こえたら、近くの建物などへ避難







マネキン人形を使った側撃雷の実験　電力中央研究所提供

安全な空間に避難できない場合
・木や電柱から４ｍ以上離れる
・電柱などの高い物体のてっぺんから約 45 度の角度で見上げる範囲（保護範囲）に退避
・姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないように

気象庁 HP で雷活動度を確認！
雷活動度とは・・・
雷の激しさを表すために活動度 1～4 に分け、活動度 2 以上では落雷の危険が迫っている状況です。活動度 2～4 では直ちに身の安全確保の行動をとる必要があります。

| 活動度 | 雷の状況 | |
|---|---|---|
| 4 | 激しい雷 | 落雷が多数発生している。 |
| 3 | やや激しい雷 | 落雷がある。 |
| 2 | 雷あり | 電光が見えたり雷鳴が聞こえる。落雷の可能性が高くなっている。 |
| 1 | 雷可能性あり | 現在は雷は発生していないが、今後落雷の可能性がある。 |

## 梅雨　～大雨による災害の発生しやすい季節を迎えます～

５月から６月は梅雨の季節を迎え、大雨や土砂災害などが発生しやすくなります。
（梅雨入り平年値は５月 10 日ごろ、梅雨明け平年値は６月 21 日ごろ）



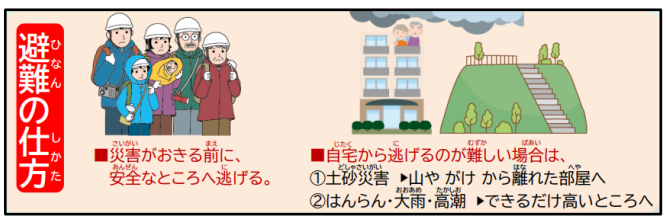




「大雨の危険度」を知ろう！
キキクルを見て、「いま」自分が危ないのかを知ることができます。




「赤：レベル３警報」「紫：レベル４危険警報」となるまでに安全なところへ避難しましょう。




５月 29 日（金）から、レベルの数字をつけた新たな防災気象情報の運用が始まります




➢　**防災教育に関するお困りごとなど、ご要望は以下窓口までお気軽にお問合せください。**


沖縄県教育庁 保健体育課 学校安全・給食班　髙良 大輔
TEL ：098-866-2726　Email：aa316008@pref.okinawa.lg.jp
沖縄気象台 地域防災推進課　国吉 真昌
TEL ：098-917-7921　Email：okibosai@met.kishou.go.jp

# ［２］学校安全計画

| 項目＼月 | | | 4 | 5 | 6 | 7･8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月の重点 | | | 安全な通学<br>来校者受付名簿の備付<br>学校環境の安全確認 | 救急体制の確認、確立<br>交通安全教育<br>水泳時の安全指導 | 災害時の対処法<br>健康診断の徹底<br>夏季の健康安全 | 夏季の交通安全指導<br>水難事故防止の指導<br>台風時の心得指導 | 学校環境の安全確認<br>防災上の心得指導 | 行事における安全指導<br>交通安全の指導 | 冬季の健康安全<br>交通安全の指導 | 冬季休業中の安全指導<br>交通安全の指導<br>行事における安全指導 | 交通安全の指導<br>学校環境の安全確認<br>行事における安全指導 | 交通安全の指導<br>施設設備の点検<br>行事における安全指導 | 春季休業中の安全指導<br>交通安全の指導<br>施設設備の点検 |
| 学校行事 | | | 入学式･始業式<br>新入生オリエンテーション<br>遠洋実習（3年海）<br>定期健康診断<br>健康診断･体力テスト<br>歓迎球技大会 | 定期健康診断<br>プール開き<br>地区夏季総体<br>生徒総会<br>高校総体 | 定期健康診断<br>海神祭<br>防災訓練（火災）<br>親睦球技大会<br>★SNSの適正利用講演会 | 職員健康診断<br>学校保健委員会①<br>救急救命講習会 | 地区秋季陸上<br>地区新人体育大会 | 卒業献血（3年）<br>沿岸航海実習（2年海洋）<br>生産物即売会 | 防災訓練（地震・津波）<br>薬物乱用防止講演会<br>体験乗船実習（1年海） | 学校保健委員会②<br>宮総実フェア<br>校内ロードレース大会<br>性教育講演会 | | 予餞会<br>地区高校新人駅伝大会<br>学校保健委員会③<br>サトウキビ収穫実習 | 卒業式･修了式 |
| 安全教育 | 教科 | | 実習の安全<br>実習服検査<br>体育館、グラウンド、プール、武道場の点検<br>球技用具点検<br>農薬の取扱い<br>農具の正しい使い方 | 農具の正しい使い方<br>実習時の安全<br>被服実習、調理実習上の注意<br>ﾌﾟｰﾙ用具点検<br>看護体験ボランティア<br>資源ｴﾈﾙｷﾞｰ問題と生活 | 農薬の取扱<br>食中毒について<br>被服と安全<br>食品と調理時の注意<br>障害者ｽﾎﾟｰﾂﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ | 夏季休業実習の心得<br>★交通事故とその現状<br>球技用具の点検<br>体育館、グラウンド、プール、武道場の点検 | 農業器具の安全運転<br>環境について<br>実習服検査<br>乳幼児の安全<br>球技における安全指導 | 実験器具、薬品の取扱<br>無菌、殺菌消毒<br>食品の取扱<br>大気汚染と健康 | 農場での大型機械使用の注意<br>食品の取扱<br>薬品整理点検<br>水質汚濁、土壌汚染と健康<br>武道における安全指導 | 温室の環境と安全<br>冬季休業中の実習の心得<br>環境汚染を防ぐ取り組み<br>★生涯を通じる健康 | 住まいの安全<br>実習服検査<br>交通事故の現状と要因<br>★交通事故を防ぐために<br>ゴミの処理と上下水道の整備 | 住まいの安全<br>農場、実習棟の点検<br>応急手当の意義と基本<br>日常的な応急手当<br>食品の安全を守る活動 | 住まいの安全<br>薬品、機具等の安全点検<br>環境の安全<br>介護実習<br>★心肺蘇生法の原理と行い方 |
| | 総合学習 | | 課題研究計画 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 |
| | 1年HR | | 安全な高校生活<br>登下校時の交通安全<br>救急体制の確認<br>自転車通学者調べ | 交通マナー<br>自転車の安全と車両事故防止<br>★デートDVについて | 通学時の安全ﾏﾅｰ<br>部活動と安全な生活<br>自転車の安全な利用 | ★夏休みの生活について<br>ｵｰﾄﾊﾞｲ事故と責任<br>自転車の安全な利用 | 二学期の心得<br>登下校の安全<br>自転車の安全な利用<br>運転免許取得と所持調 | 交通事故と責任<br>高校生の交通事故<br>自転車の安全な利用 | 生産物即売会の安全<br>自転車の安全な利用<br>防災避難訓練 | 冬休みの心得<br>自転車の安全な利用 | 運転免許取得と所持調<br>自転車の安全な利用<br>交通ﾏﾅｰと人命<br>サトウキビ収穫作業時の安全 | 自転車の安全な利用 | 春休みの心得<br>自転車の安全な利用 |
| | 2年HR | | 安全な高校生活<br>登下校時の交通安全<br>救急体制の確認<br>自転車通学者調べ | 交通マナー<br>自転車の安全と車両事故防止<br>★デートDVについて | 交通ﾏﾅｰの確立<br>自転車の安全な利用<br>部活動と安全な生活 | ★夏休みの生活について<br>ｵｰﾄﾊﾞｲ事故と責任<br>自転車の安全な利用<br>就業体験実習時の安全 | 二学期の心得<br>登下校の安全<br>自転車の安全な利用<br>運転免許取得と所持調 | 交通事故と責任<br>高校生の交通事故<br>自転車の安全な利用 | 生産物即売会の安全<br>自転車の安全な利用<br>防災避難訓練 | 冬休みの心得<br>自転車の安全な利用 | 運転免許取得と所持調<br>自転車の安全な利用<br>交通ﾏﾅｰと人命<br>サトウキビ収穫作業時の安全 | 自転車の安全な利用 | 春休みの心得<br>自転車の安全な利用 |
| | 3年HR | | 安全な高校生活<br>登下校時の交通安全<br>救急体制の確認<br>自転車通学者調べ | 交通マナー<br>自転車の安全と車両事故防止<br>★デートDVについて | ｵｰﾄﾊﾞｲの安全な利用<br>ｵｰﾄﾊﾞｲの事故と責任<br>部活動と安全な生活 | ★夏休みの生活について<br>ｵｰﾄﾊﾞｲ事故と責任<br>自転車の安全な利用 | 二学期の心得<br>登下校の安全<br>自転車の安全な利用<br>運転免許取得と所持調 | 交通事故と責任<br>高校生の交通事故<br>自転車の安全な利用 | 生産物即売会の安全<br>自転車の安全な利用<br>防災避難訓練 | 冬休みの心得<br>自転車の安全な利用 | 運転免許取得と所持<br>自転車の安全な利用<br>交通ﾏﾅｰと人命<br>サトウキビ収穫作業時の安全 | 自転車の安全な利用<br>就職･進学休みの心得 | 卒業後の心得 |
| | 生徒会 | | 春の交通安全運動<br>保健委員会<br>歓迎球技大会の安全 | | 海神祭･海での安全 | 交通事故パネル展<br>夏の交通安全運動 | 秋の交通安全運動 | | 防災避難訓練時の安全 | 大即売会における安全 | | 予餞会での安全<br>農家見学時の注意 | 春休みの心得 |
| 安全管理 | 対人管理 | 学校生活 | 事故発生時の連絡体制の確認<br>通学方法の把握<br>家庭環境調査<br>乗船実習の心得<br>農機具の使用注意 | 地域見学での安全<br>連休中の諸注意<br>農機具の使用注意 | 農機具の使用注意 | 農機具の使用注意<br>休暇実習の注意<br>交通安全週間<br>就業体験実習での心得 | 農機具の使用注意 | 農機具の使用注意<br>薬品等の使用注意 | 農機具の使用注意 | 休暇実習時の心得<br>農機具の使用注意 | 農機具の使用注意 | 農機具の使用注意 | 休暇実習時の心得<br>農機具の使用注意 |
| | 対物管理 | 学校環境 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 | 学校環境の安全点検･整備<br>農薬等の保管整備<br>実習棟の安全点検<br>水質検査 |
| 安全確保に関する点検 | | | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） | 各部署の安全点検<br>（第2週目） |
| 課外指導<br>個別指導 | | | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>健康診断結果と生活指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 | 自転車通学許可とバイク通学禁止<br>校内外の巡視指導<br>免許取得者の指導<br>校門立ち番指導 |
| PTA等<br>組織活動 | | | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール | 保健部会<br>教育相談部会<br>環境整備部会<br>夜間パトロール |

# ［１］学校保健計画

| 月 | | | 4 | 5 | 6 | 7・8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月の重点 | | | 健康診断を受け、自己の健康状態を把握しよう | 自己の健康状態を正しく把握し、身体の健康に努めよう。 | 口腔の清潔を保ち、う歯の早期発見・治療に努めよう | 疾病の治療に努めよう<br>夏季の健康と水難予防 | 生活リズム回復に努めよう | 目の健康を考えよう | 生活習慣について考えよう。<br>飲酒、喫煙について考えよう | 風邪・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞの予防に努めよう<br>大即売会における保健指導 | 風邪・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞの予防に努めよう<br>生活リズム回復に努めよう | 心の健康について考えよう<br>風邪・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞの予防に努めよう | 耳の健康について考えよう<br>1年間の健康生活を振り返ろう |
| 学校保健関係行事 | | | 入学式・始業式<br>新入生ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ<br>遠洋実習（3年海）<br>定期健康診断<br>健康診断・体力テスト<br>親歓球技大会 | 定期健康診断<br>プール開き<br>地区夏季総体<br>生徒総会<br>高校総体 | 定期健康診断<br>海神祭<br>防災訓練（火災）<br>★SNSの適正利用講演会 | 職員健康診断<br>救急救命講習会<br>薬物乱用防止講演会 | 地区秋季陸上<br>地区新人体育大会 | 沿岸航海実習（2年海洋）<br>生産物即売会 | 防災訓練（地震・津波）<br>体験乗船実習（1年海） | 宮総フェア（大即売会）<br>校内ロードレース大会<br>★性教育講話 | 3送会・予餞会 | 地区高校新人駅伝大会<br>海洋科新3年遠洋航海<br>実習前健康診断 | 卒業式・修了式 |
| 保健管理 | 対人管理 | | 保健だより発行<br>保健調査、心臓病調査<br>新入生ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ<br>健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>定期健康診断受診勧奨<br>健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>定期健康診断受診勧奨<br>健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>夏季休暇中の健康調査<br>健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>未検査者受診勧告<br>健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ罹患状況調査<br>学校保健調査①<br>健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>校内ロードレース大会<br>事前調査・健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>休暇中の健康調査<br>ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ罹患状況調査<br>健康相談<br>感染症対策 | 保健だより発行<br>ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ罹患状況調査<br>健康相談<br>感染症対策<br>学校保健調査② | 保健だより発行<br>本年度の反省、評価<br>次年度健康診断準備<br>諸表簿整理 |
| | 対物管理 | | 安全点検<br>薬品点検、水質検査<br>保健室備品、器具等の点検、環境作り<br>全体清掃 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査<br>水質検査<br>（一般・潜水プール） | 安全点検<br>薬品点検<br>飲料水水質検査<br>検査器具の消毒、保管 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査<br>全体清掃<br>ﾀﾞﾆｱﾚﾙｹﾞﾝ検査 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査<br>全体清掃 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査<br>室内環境検査 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査<br>照度検査 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査<br>全体清掃 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査<br>全体清掃 | 安全点検<br>薬品点検<br>水質検査<br>全体清掃<br>保健室寝具点検、清掃 |
| 保健教育 | 教科等 | 科目保健 | 健康の考え方と成り立ち<br>私たちの健康のすがた<br>健康に関する意思決定<br>思春期と健康<br>★性への関心・欲求と性行動 | 生活習慣病とその予防<br>★がんの原因と予防<br>食事と健康<br>★妊娠出産と健康<br>★避妊法と人工妊娠中絶 | 運動・休養と健康<br>喫煙と健康<br>飲酒と健康<br>感染症とその予防<br>結婚生活と健康 | 薬物乱用と健康<br>精神疾患の特徴<br>中高年と健康<br>医薬品とその活用<br>医療サービスとその活用 | 精神疾患の予防と回復<br>健康に関する意志決定・行動選択<br>保健サービスとその活用<br>さまざまな保健活動や対策<br>大気汚染と健康 | 性感染症・エイズとその予防<br>交通事故の現状と要因<br>水質汚濁と健康<br>土壌汚染と健康 | ★交通事故を防ぐために<br>応急手当の意義とその基本<br>環境汚染を防ぐ取り組み<br>ゴミの処理と上下水道整備 | 食品の安全を守る活動<br>★生涯を通じる健康 | 日常的な応急手当<br>日常的な応急手当の実践<br>働くことと健康<br>働く人の健康づくり | 心肺蘇生法の原理<br>心肺蘇生法の実践<br>余暇の有効活用<br>課題学習 | 課題学習発表 |
| | | 関連教科 | 生物の共通性の由来<br>青年期としての在り方生き方<br>家庭と家庭生活<br>子どもの育つ力<br>食意識の多様化、選択<br>自分を見つめる | 代謝とエネルギー<br>生活設計と生活時間<br>青年期としての在り方生き方<br>★子育てと親の役割<br>それぞれの人・それぞれの家族 | 遺伝子とDNA<br>高齢者の生活<br>ボランティア活動<br>子どもの育つ環境<br>支え合う暮らし<br>男女で担う家庭生活 | 細胞と遺伝子の働き<br>食品添加物と食中毒<br>栄養と食事・栄養素<br>栄養と献立<br>ボランティア活動への参加 | 生物の体内環境<br>環境と人間生活<br>食生活と健康<br>食品の選択と管理<br>各栄養素の性質と代謝<br>衣生活の管理 | 体内環境を維持するしくみ<br>食料生産と食料問題<br>保健機能食品、嗜好食品<br>栄養所要量と食品摂取量の目安<br>現代の子どもの健康 | 生体防御<br>青年期の生き方と結婚<br>食生活の安全と環境<br>子どもの病気とその予防<br>基本的生活習慣の取得<br>病気の子どもの看護 | 植生と遷移<br>★妊娠と出産<br>消費者としての選択と意志決定<br>健康的に住む<br>育つ・育てる・育ち合う保育<br>保護者としての具体的な援助 | 気候とバイオーム<br>人間と環境<br>乳幼児の発育と親の役割<br>消費行動と環境<br>快適に住む、災害に備える<br>★子ども虐待、児童憲章 | 生態系と物質循環<br>子どもの人間形成と生活環境<br>環境を守るライフスタイル<br>環境を生かして住む<br>安全な住まい<br>これからの子どもの福祉 | 生態系のバランスと保全<br>保育所・幼稚園訪問<br>住宅問題を考える<br>バリアフリーウォッチング<br>新エンゼルプラン |
| | | 総合学習 | 課題研究計画 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究 | 課題研究レポート作成 | 課題研究発表 | 課題研究反省・評価 |
| | 特別活動 | HR活動 | 緊急時の連絡体制の確認<br>新入生ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ<br>健康診断事前事後指導 | 健康診断事前事後指導<br>疾病異常者の保健指導<br>個々の健康状態把握<br>★デートDVについて | 健康診断事前事後指導<br>疾病異常者の保健指導<br>「歯」と「タバコ」 | ★夏休みの生活について<br>飲酒喫煙防止について<br>治療の必要性 | 健康調査<br>緊急時連絡体制の確認<br>救急の日 | 目の健康について | 風邪、ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防について<br>防災についての知識 | 風邪、ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防について<br>冬休みの生活プラン | 風邪、ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防について | 風邪、ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防について<br>生活環境の自己管理 | 1年間を振り返って<br>進級を前に健康生活のまとめ<br>風邪、ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防について |
| | | 生徒会 | 1学期リーダー研修 | 新入生歓迎球技大会<br>生徒総会 | | 1学期の活動反省 | 2学期リーダー研修 | 学園祭企画運営 | | 2学期の活動反省 | 3学期活動計画について<br>3送会・予餞会企画運営 | | 反省と次年度計画 |
| | 個別・日常指導 | | 対象者の把握<br>問題の把握と目標設定<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>計画作成、役割分担<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>保健指導の実施と評価<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>保健指導の実施と評価<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>問題の把握と目標設定<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>計画作成、役割分担<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>保健指導の実施と評価<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>保健指導の実施と評価<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>問題の把握と目標設定<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>計画作成、役割分担<br>学級担任による教育相談 | 対象者の把握<br>保健指導の実施と評価<br>学級担任による教育相談 |
| 組織活動 | | | 保健部会発足 | 生徒保健委員会発足 | 保健部会 | 第1回学校保健委員会 | 保健部会 | 保健部会 | 保健部会 | 第2回学校保健委員会 | 保健部会 | 第3回学校保健委員会 | 保健部会反省・次年度計画 |

# 学校防災計画

## ［１］学校防災計画

1　学校防災については、沖縄県立学校管理規則（昭和４７年５月１５日教育委員会規則第７号）によるほか、下記に定めることによる。

2　本校施設設備の安全管理と警備及び防災に関する徹底を期し、非常処理、異常事態における人的、物的被害の軽減を図ることを目的とする。

3　防火、防災管理者は、学校の防火防災計画を立案し、防火設備、防火訓練等の推進にあたる。

4　火元責任者は、担当室の「火の用心」に責任を持ち、火災予防に万全を期す。

5　火気取扱者は、使用後責任をもって残り火を始末し、警備員に連絡する。

6　警備員は、防火の重要性を自覚し、常に火気に対する注意と警戒を忘れず、特に火気取扱者より連絡を受けた場所に留意し、警備にあたる。

7　防火訓練は、毎学期１回実施する。但し、必要に応じては随時実施することもある。訓練に際しては、 宮古島市消防本部の協力を求めることもある。

8　電気設備、ガス設備、かまど、ボイラー、煙突、焼却場等、発火するおそれのある場所並びに防火設備の点検は随時おこない、整備につとめ、年１回は専門家に依頼する。

9　各室の鍵は各１個を所定の場所に保管し、非常事態に備える。

10　学校若しくは学校付近に火災発生の場合は、学校職員及び市内又は近郊に在住する生徒は直ちに参集し事態に即応した統制ある行動をする。

11　本校の防火組織は下記のとおりである。

## ［２］平常時における防火防災体制（予防管理体制）

**防火防災本部**

・校　　長
・教　　頭
・事 務 長
・農 場 長
・水産部長
・商業部長

| | 係（別紙一覧） | 役　　割 |
|---|---|---|
| 校舎防火管理 | 各火元責任者 | ・防災用具の点検<br>・校舎破損個所の点検報告<br>・火災予防及び火気取り締り<br>・防災害等の心得指導等 |
| 消火設備管理 | 事　務　長 | ・防災用具の保管管理<br>・火災報知器、消火器、消火栓<br>水道栓等の整備点検 |
| 光熱器具管理 | 各火元責任者<br>（事　務） | ・危険物貯蔵施設（ガス置き場等）<br>火気使用施設（湯沸かし室等）<br>電気設備の整備 |
| 可燃薬物等管理 | 各火元責任者<br>各学科<br>理　科 | ・各教科等で使用する薬品、燃料<br>類の保管点検 |

## ※　各班の主な役割は次のとおりとする。

1 連絡通報班
- ① 状況判断によって直ちに宮古広域消防署の出動を求め、放送、電話連絡等により、職員、生徒を速やかに集合させる。
- ② 職員、生徒の連絡網を確立し、有事の際に備える。
- ③ 状況をたえず本部に連絡する。

2 消火班
- ① 災害の状況判断によって、直ちに消火活動をする。
- ② 消火器の位置を定め、常時整備する。
- ③ 防火用具等の所在を確認し整備する。

3 非常持ち出し班
- ① 「非常持ち出し目録」を作成し、「非常持ち出し」を朱書きする。
- ② 非常持ち出しの優先順位を定め、常にその所在を確認しておく。
- ③ 有事に際しては割り当てクラスを必要に応じて動員し、非常持ち出しに当たる。
- ④ 持ち出しの際は置場を指定し、警備班に連絡する。

4 救護班
- ① 救護班の位置を決め、各班に連絡する。
- ② 負傷者がでた時は、直ちに救護活動をする。
- ③ 状況判断によって必要に応じ、校医、保健所等の応援を求める。

5 警備班
- ① 学校敷地及びその周辺を警備する。
- ② 非常持ち出し班と連絡をとり、持ち出された物品を警備する。
- ③ 警備中異状を認めた時は直ちに適切な処置をとり、本部に連絡する。

6 待避班
- ① 動員された生徒以外の生徒を待避させる。
- ② 予め待避場所を決め、迅速に誘導する。
- ③ 状況連絡等によっては必要に応じ、各班に応援隊をだす。
- ④ 助手（男）は、速やかに車両等を待避させる。

7 運水(砂)班
- ① 消火班と緊密な連絡をとり、消火班の要求に応じて運水(砂)する。
- ② 運水(砂)用具の所在を確認しておく。
- ③ 用具を整備する。

## ［4］非常時における防火防災体制

**防火防災本部**
- ・校　　長
- ・教　　頭
- ・事 務 長
- ・農 場 長
- ・水産部長
- ・商業部長

| 班 | 農林キャンパス | | 翔南キャンパス | |
|---|---|---|---|---|
| | 班　　長<br>副 班 長 | 班　　員 | 班　　長<br>副 班 長 | 班　　員 |
| 連絡通報班 | 武 冨 和 希<br>大 濱 方 志 | 富 永　　元<br>饒 辺 正 志 | 佐和田 竜 一<br>酒 井 利 昌 | 宮 里 政 光<br>島 袋 育 未 |
| 消 火 班 | 池 田　　寿<br>砂 川 尚 輝 | 亀 川 愛 華<br>新 城 拳 聖 | 奥 田 賢 司<br>神 谷 良 洋 | 和 泉 好 彦<br>伊 敷 りえ子 |
| 非常持出班 | 平 良 かおり<br>洲 鎌 雪 恵 | 金 城 英 知<br>山 城 姫 乃 | 寺 瀬 雄 太<br>川 満 翔 太 | 渡嘉敷 通 大<br>玉 城 千恵子 |
| 救 護 班 | 池 村 真 紀 | 下 地 清 雄<br>東風平　　渉 | 大 城 梨 沙 | 武 島 貴代美<br>前 泊 光 男 |
| 警 備 班 | 山 城 真奈美<br>上 里 博 樹 | 仲 里 遼 華<br>石 嶺 賢 二 | 当 間 重 泰<br>銘 苅 章 人 | 島　　昌 弘 |
| 退 避 班 | 城 間 美 和<br>前 里 和 洋 | 金 城　　聖<br>嶺 井 泰 志 | 多良間 五八士<br>酒 井 利 昌 | 名 嘉　　翼 |
| 運水(砂)班 | 下 地 耕一郎<br>仲 間 行 彦<br>濱 川 裕 幸 | 大 兼 康 太<br>新 崎 恵 美<br>武 島 夏 音 | ｼﾞｭﾘｱﾝ・ｼﾞｮﾝｿﾝ<br>柳 澤 涼 子 | 川 満 和 也 |
| 随時出動班 | 未配置職員全員、用務員 | | | |

消火設備
管理

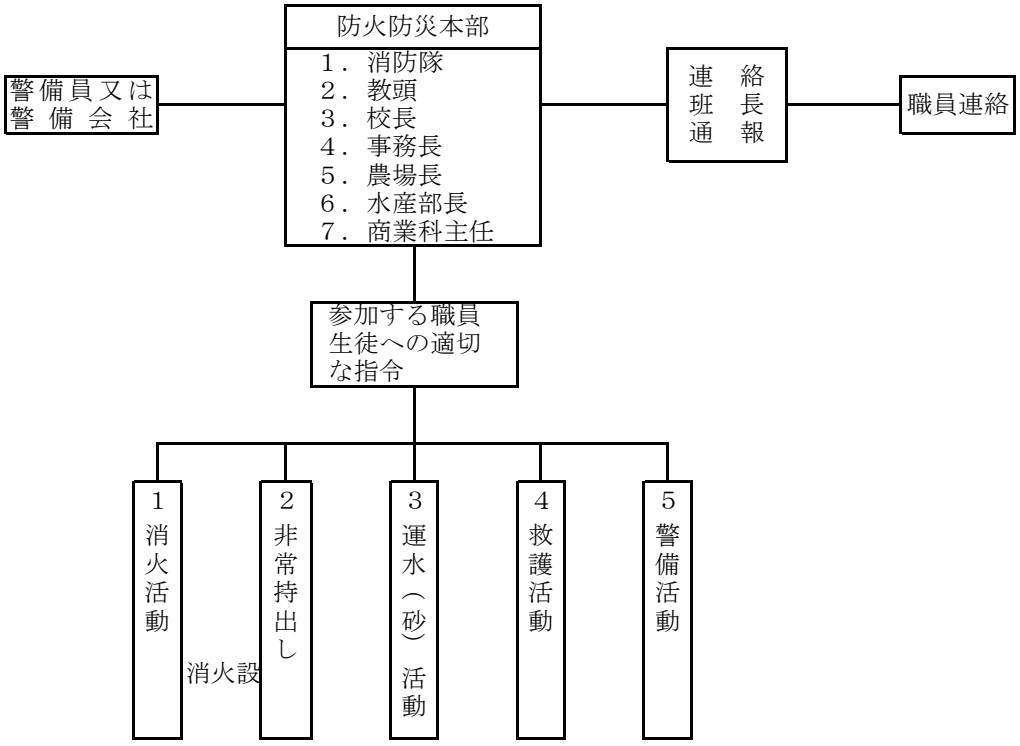
1．担任はクラス誘導、掌握のため外してあります

2．退避班の班長には、学科・コース長を配置しています

3．救護班は、各学年の救護状況等把握のため学年主任を配置しています

4．学科・施設の所在地を原則に配置しています

## ［５］夜間又は休日等における防火防災体制




１　警備員又は警備会社は、災害発見と同時に本部上記中１，２，３，‥‥の順で連絡し、その後適切な行動をとり、物的被害を最小限度にくい止めるよう、最善の努力をする。

２　連絡を受けた本部職員は直ちに集合し、適切な状況判断のもとに、遂次集合する職員、生徒に適切な連絡を発して迅速に活動を開始する。

３　本部より発せられる指令は、その時の状況判断によってなされるが、一般に上記表中最下の１，２，３，４，５の順とする。

４　台風前後の対策や整理も上表に準ずるが、対策や整理活動指令は本部で適切に発する。

５　農作物や家畜等についての台風前後対策については、農場長を中心に農場部職員間で話し合い、職員生徒の協力を得て万全を期すものとする。